

幌延町障がい者総合支援計画

第2次 幌延町障がい者基本計画

第7期 幌延町障がい福祉計画

第3期 幌延町障がい児福祉計画

【計画期間：2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】

令和6年3月
幌 延 町

●● 目 次 ●●

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制.....	5
第2章 幌延町の障がいのある人を取り巻く現状.....	6
1 人口・世帯数の推移.....	6
2 障がいや病気によって支援が必要な人の状況.....	8
3 障がいのある人を支える地域環境.....	14
4 アンケート調査結果の概要.....	16
第2部 第2次障がい者基本計画	33
第1章 計画の基本的な考え方.....	35
1 計画策定における方向性の整理.....	35
2 基本理念	37
3 基本目標	38
4 施策体系	39
第2章 施策・取り組みの展開.....	40
基本目標1 自立した地域生活への支援.....	40
基本目標2 安心して生活できるまちづくり.....	43
基本目標3 地域でともに生きる.....	47
第3部 第7期障がい福祉計画	51
第1章 第6期障がい福祉計画の振り返り.....	53
1 第6期障がい福祉計画の成果目標の進捗状況.....	53
第2章 第7期計画の基本方針と成果指標.....	59
1 障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針.....	59
2 2026年度（令和8年度）の成果指標	59
第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策.....	65
1 サービス提供体制整備の基本的な考え方.....	65
2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策.....	66
第4章 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	78
1 地域生活支援事業の種類.....	78
2 必須事業	79
3 任意事業	86

第4部	第3期障がい児福祉計画	87
第1章	第2期障がい児福祉計画の振り返り	89
1	第2期障がい児福祉計画の成果指標の進捗状況	89
第2章	第3期計画の基本方針と成果指標	91
1	障がい児支援の提供体制確保の基本方針	91
2	2026年度（令和8年度）の成果指標	91
第3章	障がい児福祉サービス等の見込量と確保方策	94
1	障がい児福祉サービスの事業分類	94
2	障害児通所支援等	95
3	障害児相談支援	96
第5部	計画の推進	97
第1章	計画の推進のための方策	99
1	福祉施策の推進	99
第2章	計画の推進体制	101
1	サービス提供体制	101
2	進捗管理	101
資料編		103
1	策定経過	105
2	幌延町障害者自立支援協議会 委員名簿	105
3	幌延町障害者自立支援協議会 設置要綱	106
4	用語説明	108

第1部 総論

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

幌延町では、「誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ」を基本理念とした「幌延町障がい者基本計画」を策定し、世代や性別、障がいのあるなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより優しさや安心に包まれて暮らし続けることができるよう、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など、計画的な障がい福祉施策の推進に取り組んできました。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」では、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、質量の確保に努めてきました。

この間、国においては2021年（令和3年）5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が成立するなど、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。また、2023年（令和5年）3月には、「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、「共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため施策の基本的な方向」が示されており、差別の解消や権利擁護の推進、情報アクセシビリティの向上、自立した生活の支援など総合的に施策が展開されています。

こうした国の取り組みを踏まえ、幌延町においても障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性を尊重し合いながら共生する、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、新たに「第2次障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）を一体的に策定し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

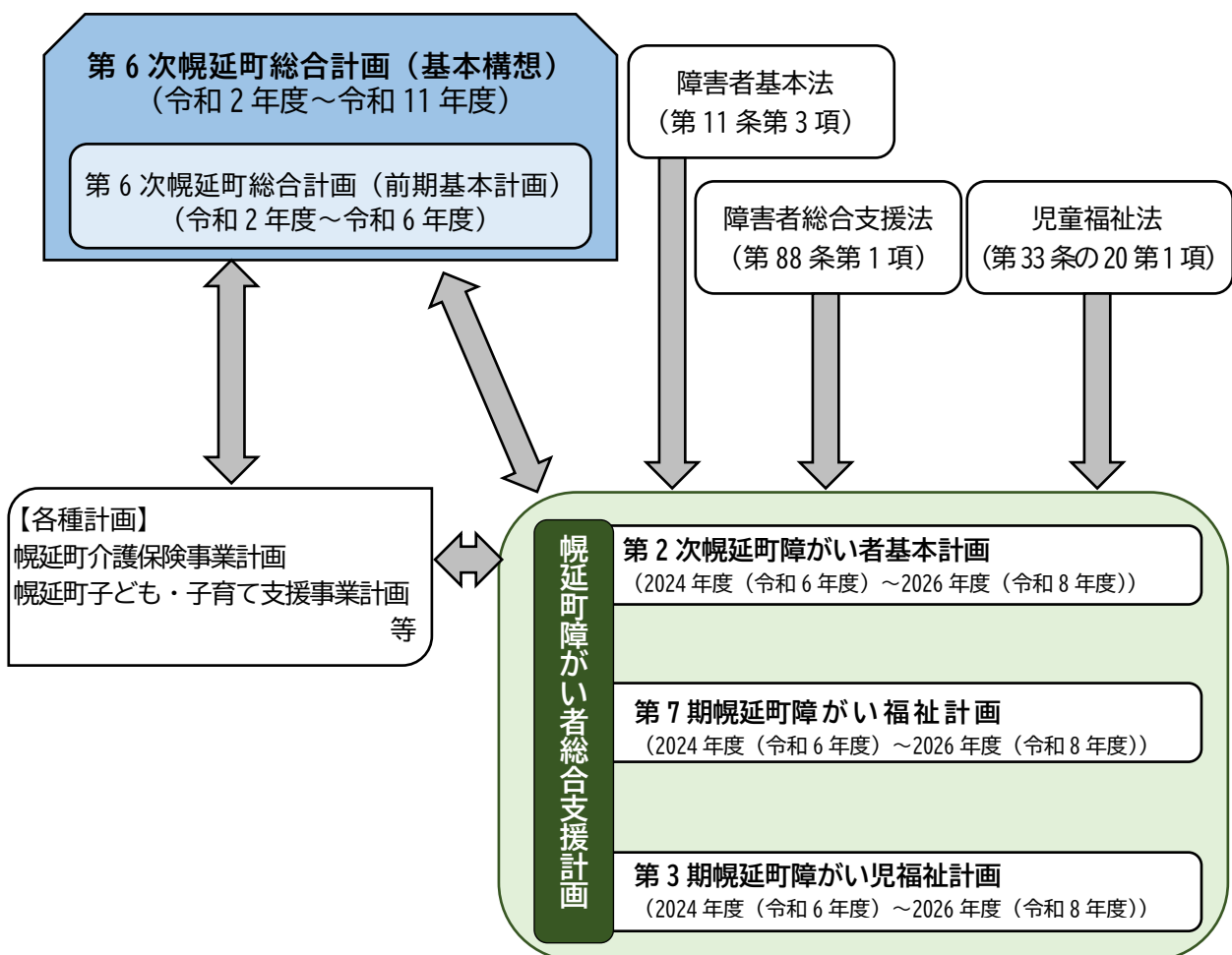
(1) 法的位置づけ

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定による市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定による市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

(2) 各種計画との関係

本計画は、幌延町のまちづくりの最上位計画である「第6次幌延町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

図表 計画の位置づけ



3 計画期間

幌延町第2次障がい者基本計画及び幌延町第7期障がい福祉計画・幌延町第3期障がい児福祉計画の期間は2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を行いました。

また、医療関係者や地域福祉関係者、障がい者団体関係者、障がい福祉関係者、行政機関関係者等により構成する「幌延町障害者自立支援協議会」において、計画内容の協議を行いました。

そのほか、2024年（令和6年）3月にパブリックコメントを実施し、住民の皆さまより意見の募集を行いました。

第2章 幌延町の障がいのある人を取り巻く現状

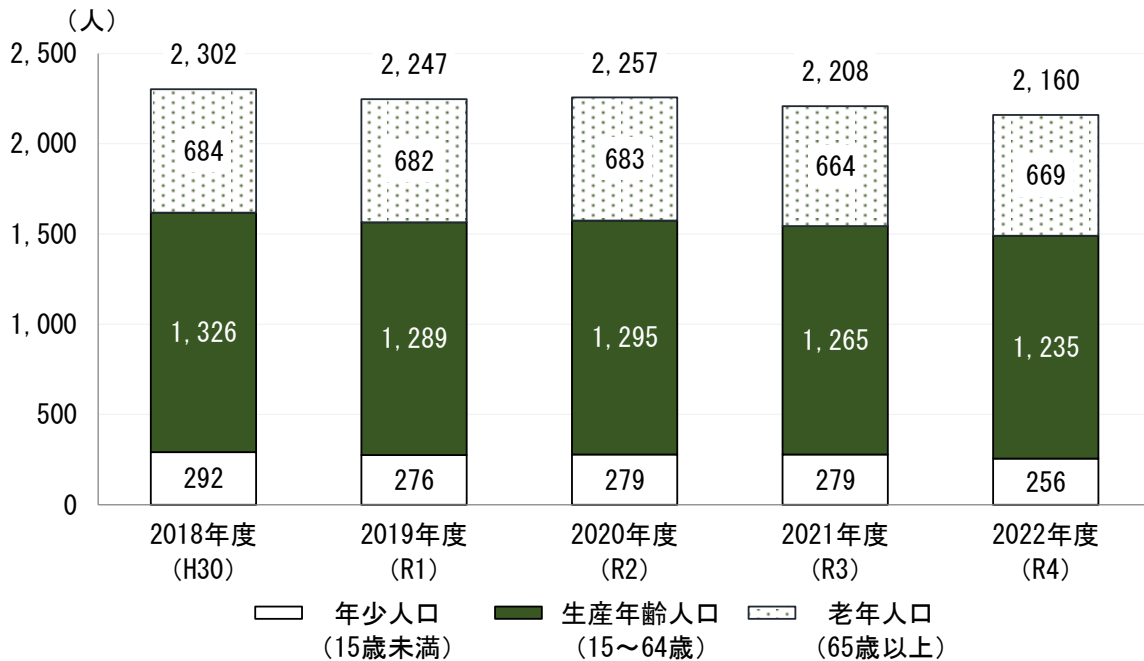
1 人口・世帯数の推移

(1) 人口

住民基本台帳における幌延町の2022年度（令和4年度）末の総人口は2,160人となっています。総人口は減少傾向となっており、2018年度（平成30年度）末から2022年度（令和4年度）末にかけて、142人（6.2%）減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は36人（12.3%）、生産年齢人口は91人（6.9%）、老年人口は15人（2.2%）減少しています。

図表 総人口・年齢3区分別人口の推移



単位：上段（人）/下段（%）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
総人口	2,302	2,247	2,257	2,208	2,160
年少人口 (15歳未満)	292	276	279	279	256
構成比	12.7	12.3	12.4	12.6	11.9
生産年齢人口 (15歳~64歳)	1,326	1,289	1,295	1,265	1,235
構成比	57.6	57.4	57.4	57.3	57.2
老年人口 (65歳以上)	684	682	683	664	669
構成比	29.7	30.4	30.3	30.1	31.0

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。(以下同様)

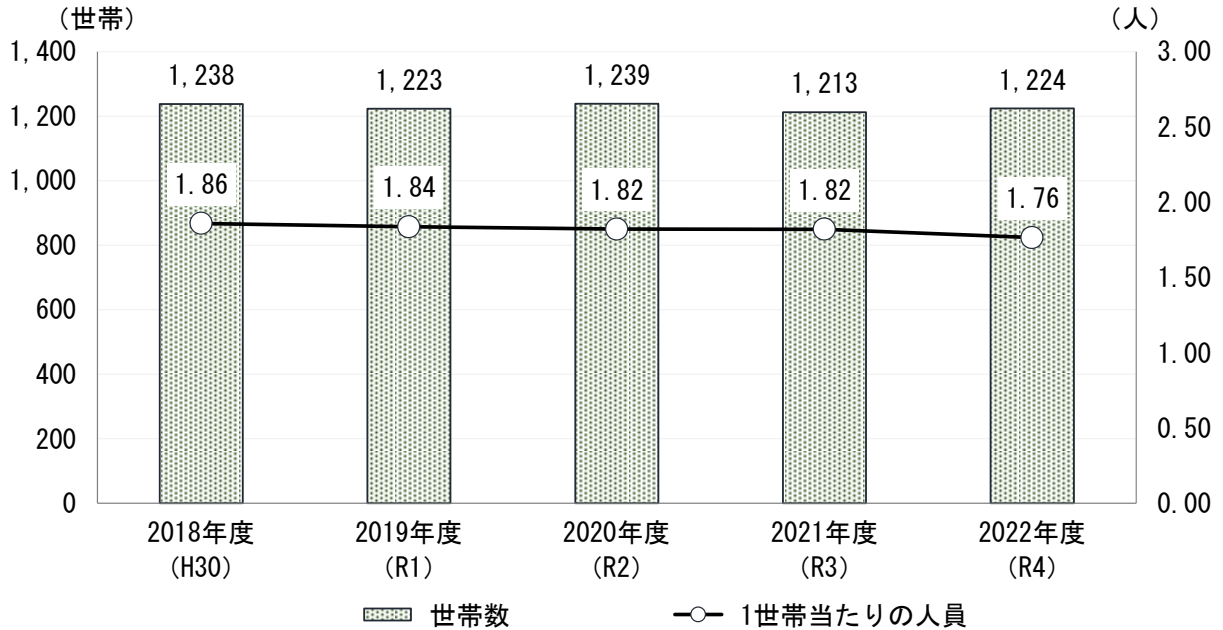
資料：「住民基本台帳」各年度末現在

(2) 世帯数

住民基本台帳における幌延町の世帯数は増減しながら推移しており、2022年度（令和4年度）末には1,224世帯となっています。

1世帯あたりの人員については減少傾向となっており、2022年度（令和4年度）末には1.76人となっています。

図表 世帯数・1世帯あたりの人員の推移



単位：(世帯) / (人)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
世帯数	1,238	1,223	1,239	1,213	1,224
1世帯あたりの人員	1.86	1.84	1.82	1.82	1.76

資料：「住民基本台帳」各年度末現在

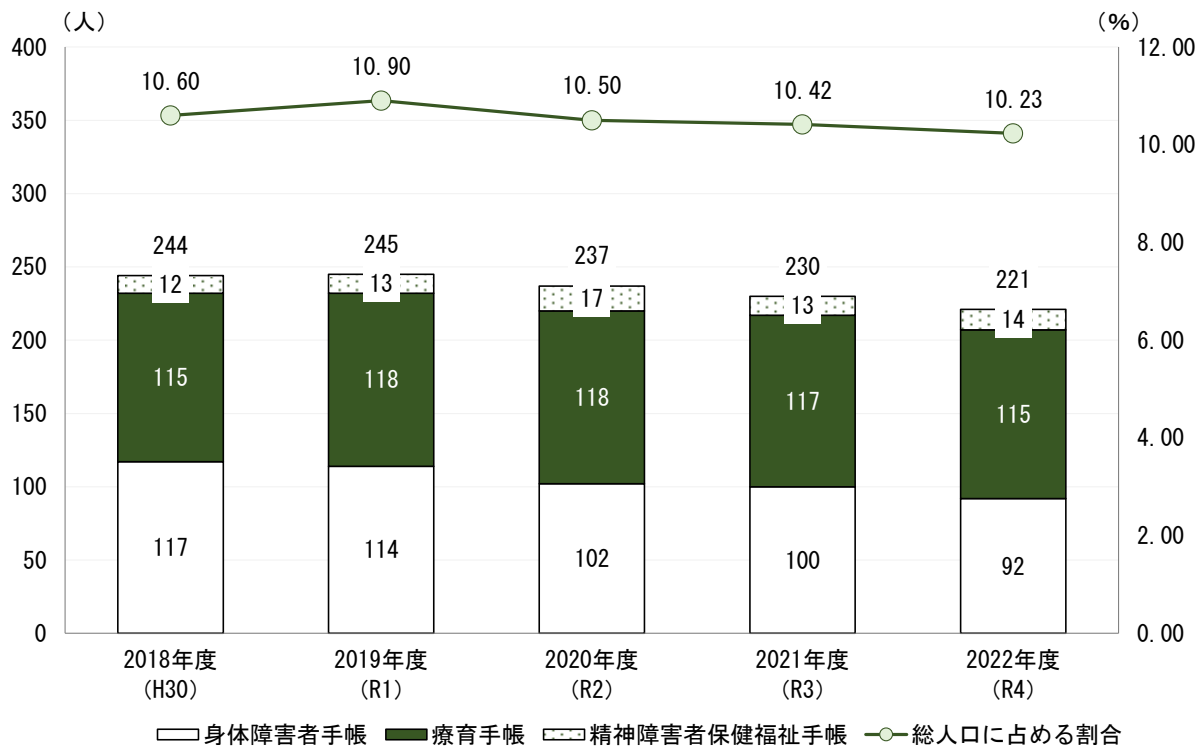
2 障がいや病気によって支援が必要な人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

幌延町の障害者手帳所持者数は、減少傾向となっており、2022年度（令和4年度）末で221人となっています。

障害者手帳所持者数の内訳をみると、2022年度（令和4年度）末の各手帳の所持者数は、身体障害者手帳が92人、療育手帳が115人、精神障害者保健福祉手帳が14人となっています。

図表 障害者手帳所持者数の推移



単位：（人）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
障害者手帳所持者	244	245	237	230	221
身体障害者手帳	117	114	102	100	92
療育手帳	115	118	118	117	115
精神障害者保健福祉手帳	12	13	17	13	14

※療育手帳については、北星園入所者含む

各年度末現在

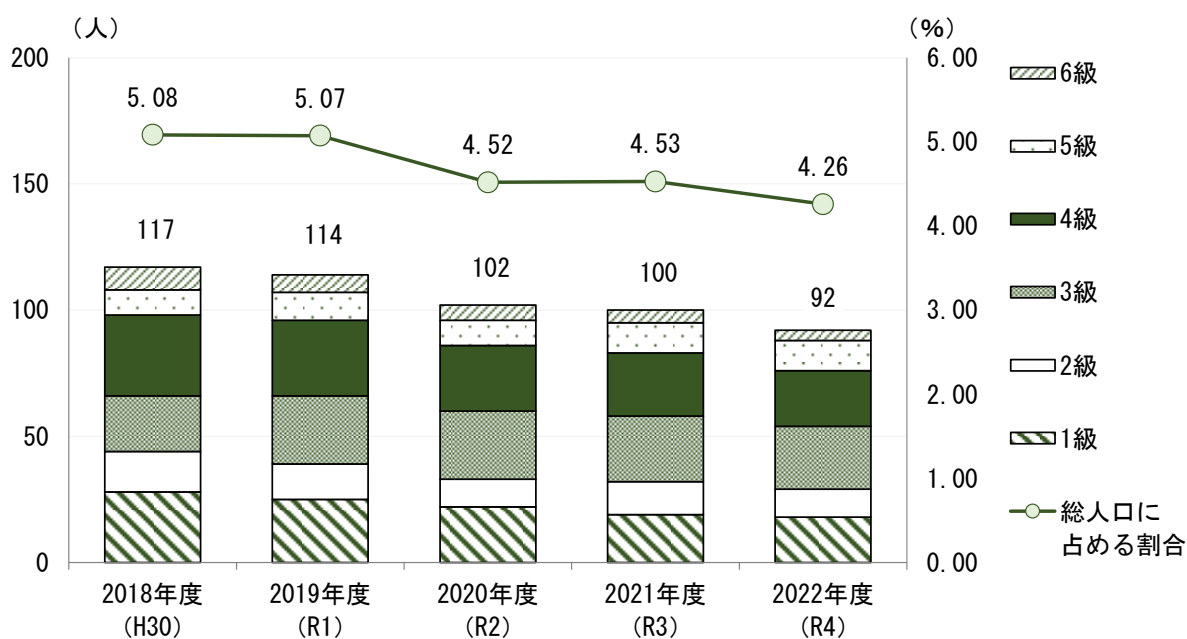
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別・等級別

身体障害者手帳所持者数は、2018年度末から2022年度末にかけて25人(21.4%)減少し、2022年度末には92人となっています。総人口に占める割合は下降傾向となっており、令和4年度末には4.26%を占めています。

年齢別にみると、65歳以上の所持者が7割以上を占めています。また、等級別にみると、1級と4級が10人減少しています。

図表 身体障害者手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



各年度末現在

図表 身体障害者手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

単位：(人)

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	
身体障害者手帳所持者数	117	114	102	100	92	
年齢別	18歳未満	2	2	2	2	1
	18歳～64歳	26	25	23	17	18
	65歳以上	89	87	77	81	73
等級別	1級	28	25	22	19	18
	2級	16	14	11	13	11
	3級	22	27	27	26	25
	4級	32	30	26	25	22
	5級	10	11	10	12	12
	6級	9	7	6	5	4

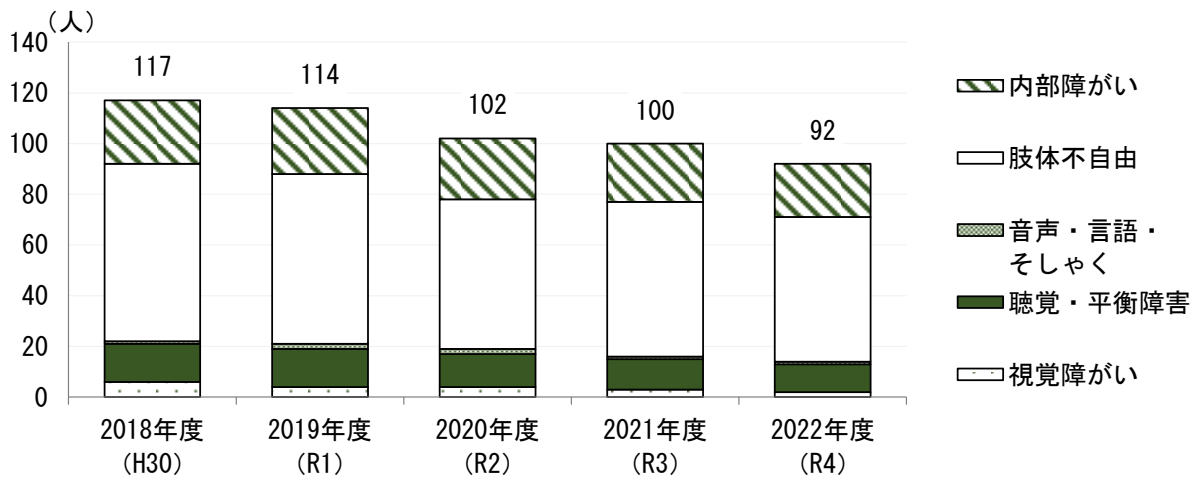
各年度末現在

② 障がい別の推移

種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、2018年度末から2022年度末にかけて肢体不自由の方が13人減少しています。

また、2022年度末の種類別・等級別の身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由の3級の方が19人で最も多く、次いで肢体不自由の4級と内部障害の1級の方がそれぞれ12人となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数（種類別）の推移



単位：（人）

区 分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	
身体障害者手帳所持者数	117	114	102	100	92	
種類別	視覚障がい	6	4	4	3	2
	聴覚・平衡機能障がい	15	15	13	12	11
	音声・言語・そしゃく	1	2	2	1	1
	肢体不自由	70	67	59	61	57
	内部障がい	25	26	24	23	21

各年度末現在

図表 身体障害者手帳所持者数の推移の状況（種類別・等級別）

単位：（人）

	重度		中度		軽度		合 計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	1	0	0	0	1	0	2
聴覚・平衡機能障がい	0	1	1	5	0	4	11
音声・言語・そしゃく	0	0	0	1	0	0	1
肢体不自由	5	10	19	12	11	0	57
内部障がい	12	0	5	4	0	0	21
合 計	18	11	25	22	12	4	92

2022年度（令和4年度）末現在

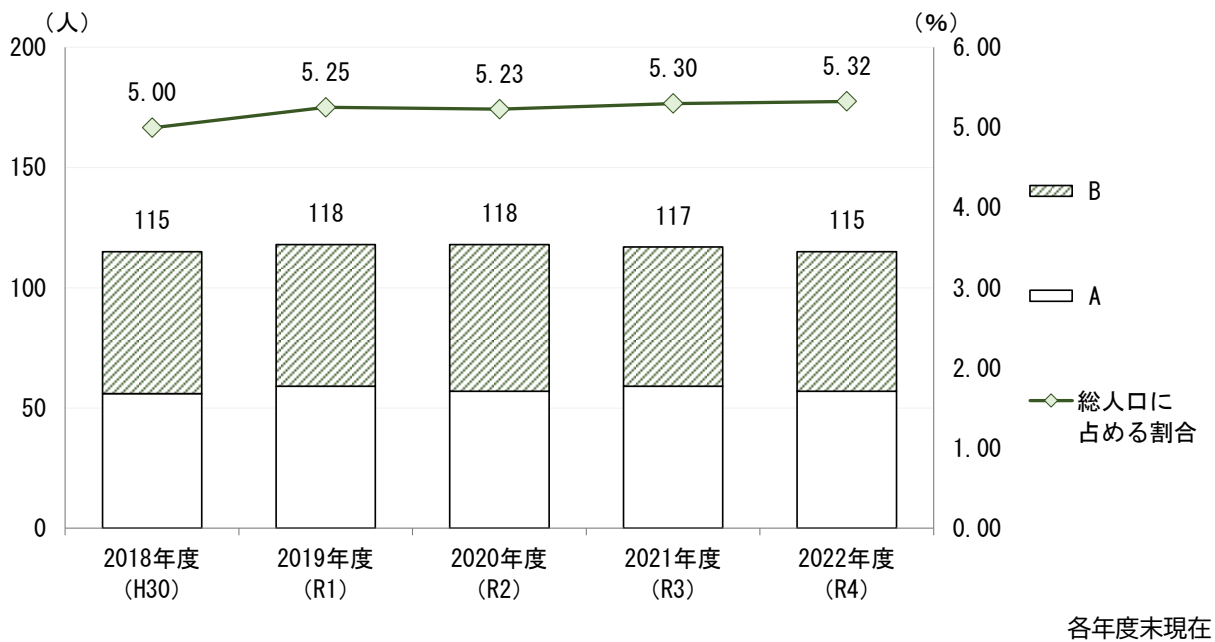
(3) 療育手帳所持者の状況

幌延町の療育手帳所持者数はおおむね横ばいで推移しており、2022年度末には115人、総人口に占める割合が5.32%となっています。

所持者のうち18歳未満の障がい児は、2022年度末に7人で全体の6.1%となっています。

また、等級別にみると、おおむね半数ずつとなっています。

図表 療育手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



図表 療育手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

単位：(人)

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	
療育手帳所持者所持者数	115	118	118	117	115	
年齢別	18歳未満	5	8	8	7	7
	18歳～64歳	71	71	71	71	70
	65歳以上	39	39	39	39	38
等級別	A（最重度～重度）	56	59	57	59	57
	B（中度～軽度）	59	59	61	58	58

※北星園入所者含む

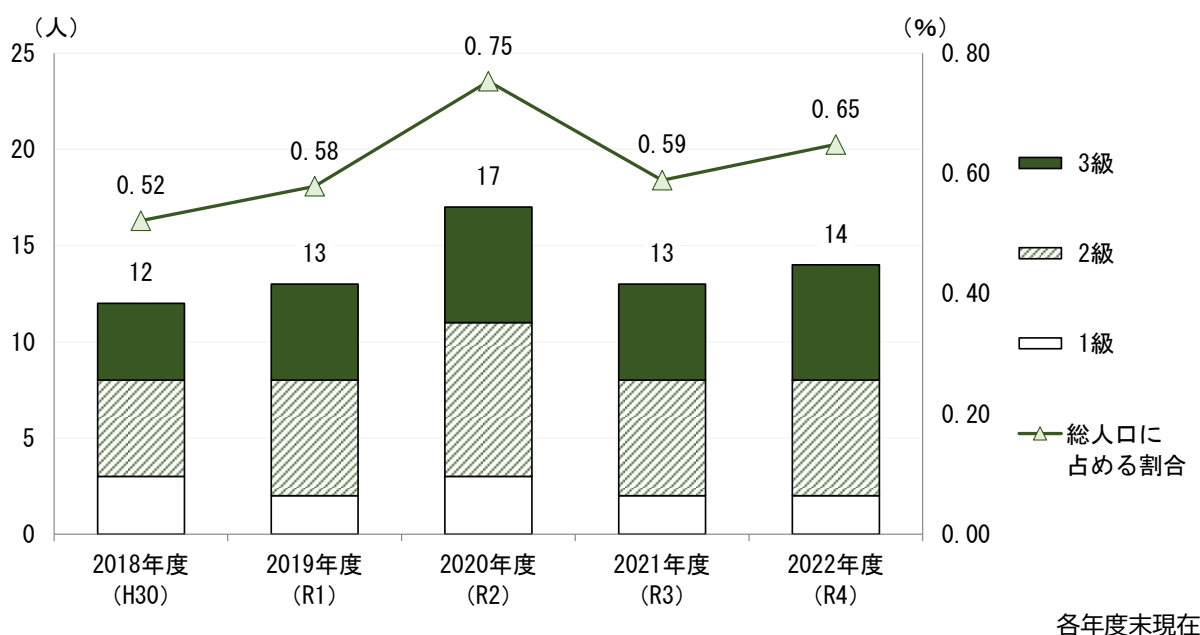
各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

幌延町の2022年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は14人、総人口に対する割合は0.65%となっています。

年齢別にみると、18歳～64歳の所持者数が全体の8割を占めています。また、等級別にみると、2022年度末は2級と3級の方がそれぞれ6人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

単位：(人)

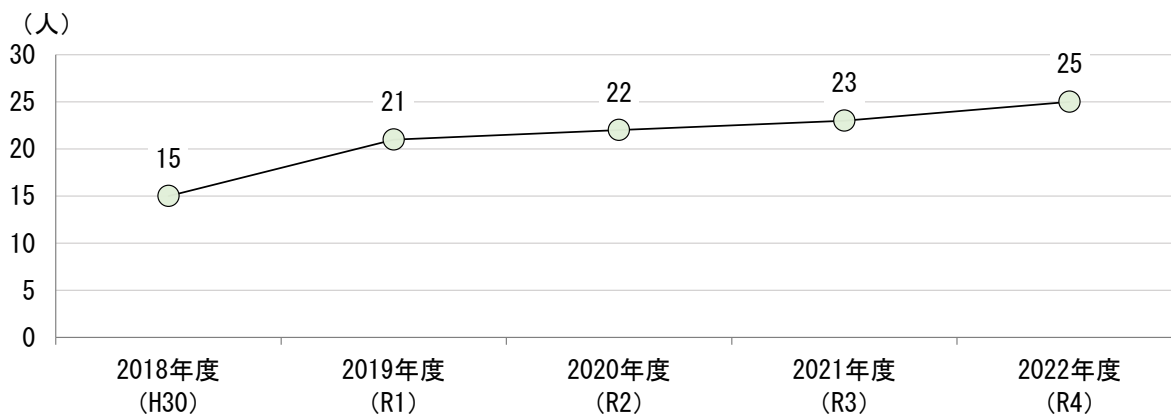
区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
精神障害者保健福祉手帳所持者数		12	13	17	13	14
年齢別	18歳未満	1	1	0	0	0
	18歳～64歳	10	11	13	11	12
	65歳以上	1	1	4	2	2
等級別	1級	3	2	3	2	2
	2級	5	6	8	6	6
	3級	4	5	6	5	6

各年度末現在

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

2022年度（令和4年度）末の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は25人となっています。2018年度（平成30年度）末から2022年度（令和4年度）末にかけて増加傾向にあり、受給者の平均人数は21.2人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



単位：（人）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
精神通院医療受給者	15	21	22	23	25

各年度末現在

3 障がいのある人を支える地域環境

(1) 保育・教育体制

幌延町では、小中学校において特別支援学級をそれぞれ設置しており、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行っています。

また、町内に特別支援学校の設置はありませんが、稚内高等養護学校からの教師派遣による訪問教育で必要に応じた教育を行っています。

図表 障がい児保育施設数の推移

単位：(か所)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
認定こども園・保育所	0	0	0	0	0

各年度5月1日現在

図表 特別支援学級の状況・推移

単位：学校数(校)/学級数(学級)/児童生徒数(人)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
小学校					
特別支援学級を設置する 学校数	2	1	2	2	2
特別支援学級数	4	3	4	4	3
特別支援学級児童数	5	4	5	5	3
中学校					
特別支援学級を設置する 学校数	1	2	2	1	2
特別支援学級数	3	4	4	2	3
特別支援学級生徒数	3	5	6	3	5

各年度5月1日現在

(2) 相談・支援体制

幌延町の障がいに関する窓口業務や相談については、2023年（令和5年）4月1日現在、主に3か所で実施しています。

図表 相談体制の状況

窓口・機関	備考
幌延町保健福祉課	直営
幌延町保健センター	直営
障害者相談支援事業所ひだまり	委託

2023年（令和5年）4月1日現在

(3) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスなどを利用する支給決定者、利用者は横ばいで推移しており、2022年度（令和4年度）の支給決定者、利用者ともに18人となっています。

図表 障がい福祉サービス利用者の推移

単位：（人） / （％）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
支給決定者数 (A)	18	18	16	18	18
サービス利用者数 (B)	18	18	16	18	18
利用割合 (B) / (A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度末現在

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

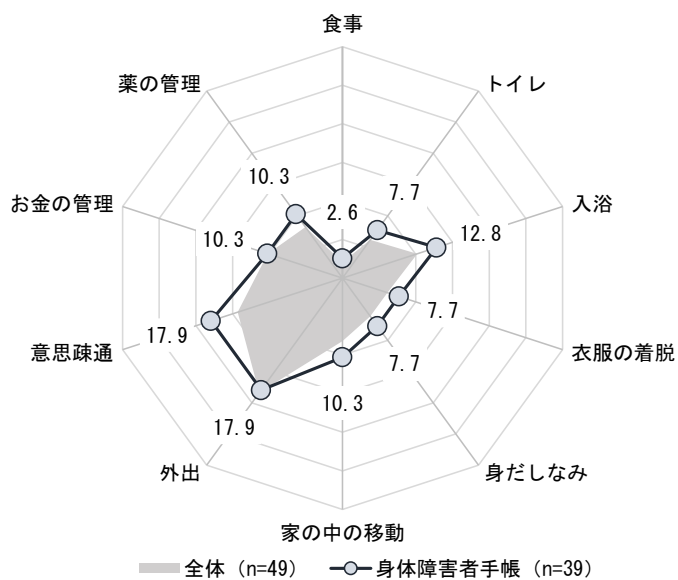
調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

		障がい福祉に関する調査		福祉に関する調査	
調査地域		幌延町内			
調査対象		身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者等		18歳未満の障害者手帳所持者(身体・療育・精神)又は障がい(児)福祉サービスを利用しているお子さんの保護者	
調査方法		郵送配布・郵送回収			
調査期間		令和5年7・8月			
配布・回収		配布数	92票	配布数	12票
		回収数	49票	回収数	5票
		回収率	53.2%	回収率	41.7%
調査内容		1 性別・年齢、障がいなどの状況 2 障がいの状況について 3 住まいや暮らしについて 4 外出について 5 仕事について 6 相談相手について 7 障がい福祉サービスなどの利用について 8 社会参加や地域での生活について 9 障がいへの理解・地域の暮らしについて 10 権利擁護について 11 災害時の避難について 12 生活全般について		1 お子さんについて 2 気づきについて 3 相談相手について 4 福祉サービスの利用について 5 療育・教育について 6 ご家族への支援について 7 権利擁護について 8 将来のことについて 9 全般的なことについて	
回答者の属性	性別	男性：42.9% 女性：57.1%			
	年齢	60歳未満：18.4% 60歳代：22.4% 70歳代：32.7% 80歳以上：26.5%			
	手帳	身体障害者手帳：79.6% 療育手帳：10.2% 精神障害者保健福祉手帳：16.3%			

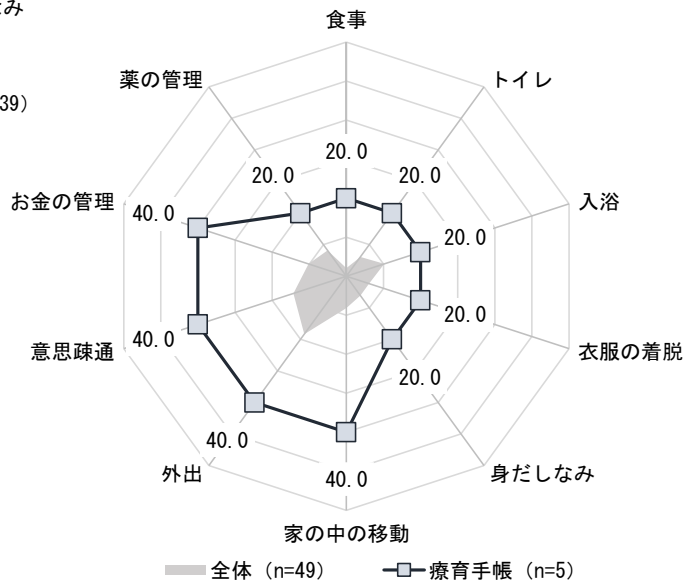
(2) 支援が必要なとき

◎ 支援が必要なときを手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は「外出」、「意思疎通」が最上位に挙がっています。

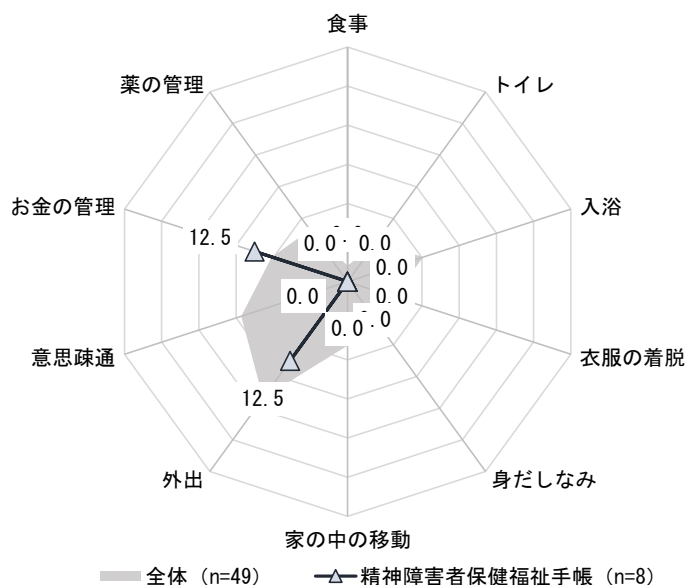
図表 支援が必要なとき
(身体障害者手帳所持者)



図表 支援が必要なとき
(療育手帳所持者)

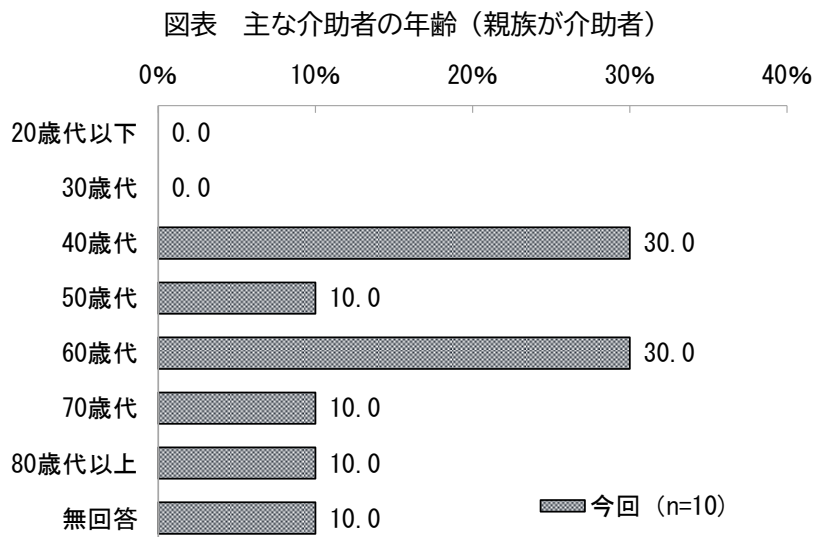
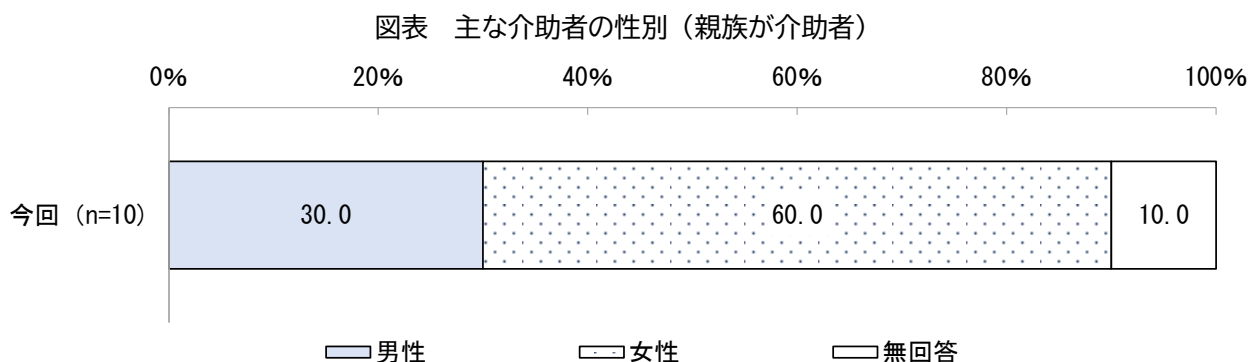
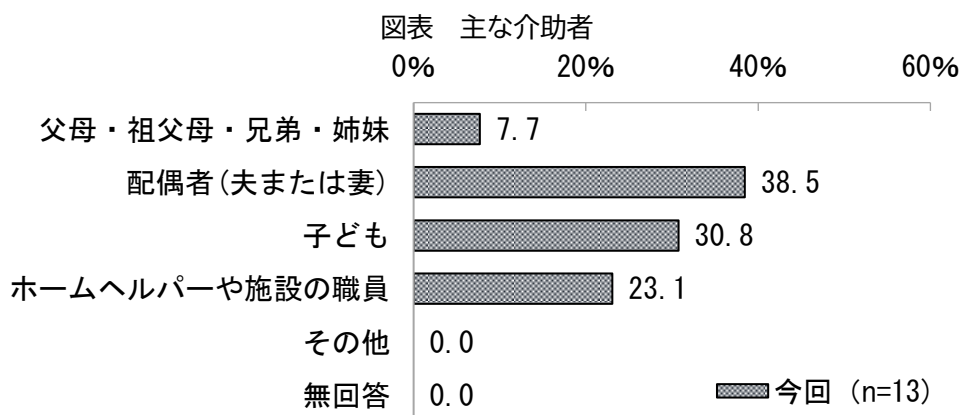


図表 支援が必要なとき
(精神障害者保健福祉手帳所持者)



(3) 主な介助者について

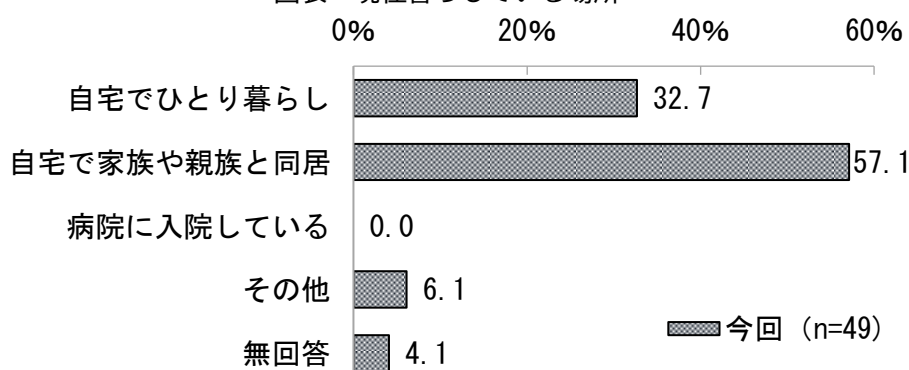
- ◎ 日常生活において介助が必要と回答した方 (n=13) の主な介助者は、「配偶者」が38.5%で最上位となっています。
- ◎ 配偶者など親族が主な介助者となっている方 (n=10) の主な介助者の性別は、「男性」が30.0%、「女性」が60.0%となっています。
- ◎ 配偶者など親族が主な介助者となっている方 (n=10) の主な介助者の年齢は、「40歳代」、「60歳代」がともに30.0%で最上位となっています。



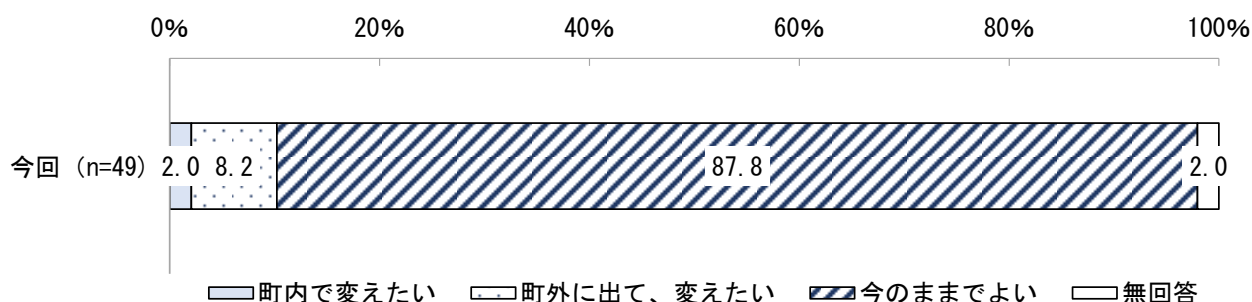
(4) 住まいや暮らしについて

- ◎ 現在暮らしている場所は、「自宅でひとり暮らし」が32.7%、「自宅で家族や親族と同居」が57.1%となっています。
- ◎ 今後3年以内に暮らしの場を変えたいかは、「今のままでよい」が87.8%となっています。
- ◎ 町内で暮らし続けるためにあるとよい支援は、「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスの適切な利用」、「地域住民の理解」が上位に挙がっています。

図表 現在暮らしている場所



図表 今後3年以内に暮らしの場を変えたいか



図表 町内で暮らし続けるためにあるとよい支援（現在暮らしている場所別：上位3項目）

	1位	2位	3位
全体 (n=49)	経済的な負担の軽減 32.7%	必要な在宅サービスの適切な利用 30.6%	地域住民の理解 24.5%
自宅でひとり暮らし (n=16)	経済的な負担の軽減 37.5%	必要な在宅サービスの適切な利用 28.6%	適切な相談対応 25.0%
自宅で家族や親族と同居 (n=28)	経済的な負担の軽減／必要な在宅サービスの適切な利用 28.6%		在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる 25.0%

(5) 外出について

- ◎ 外出の際に困ることは「公共交通機関が少ない」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「気軽に移動できる手段が少ない」が全体の上に挙がっています。
- ◎ 配所持手帳別にみると、療育手帳をお持ちの方は「気軽に移動できる手段が少ない」が、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は「周囲の目が気になる」が他の手帳所持者と比較して高い傾向にあります。

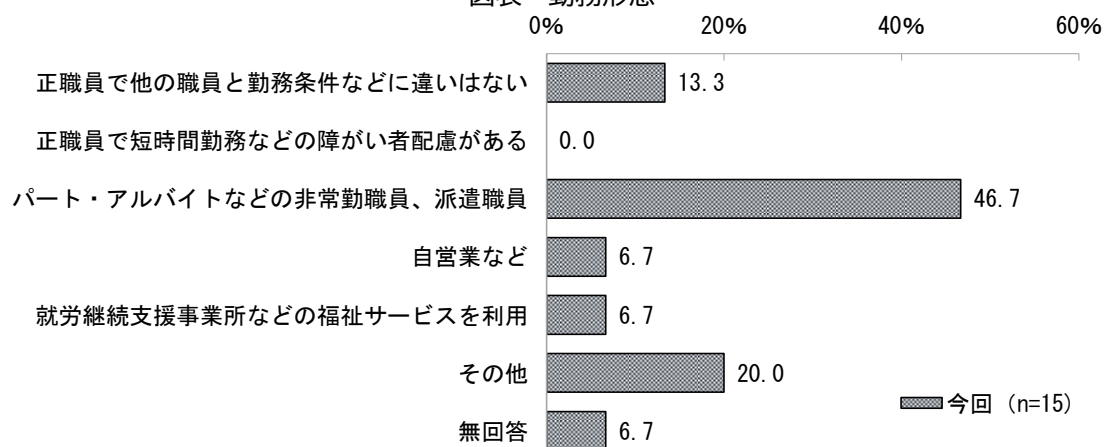
図表 外出の際に困ること



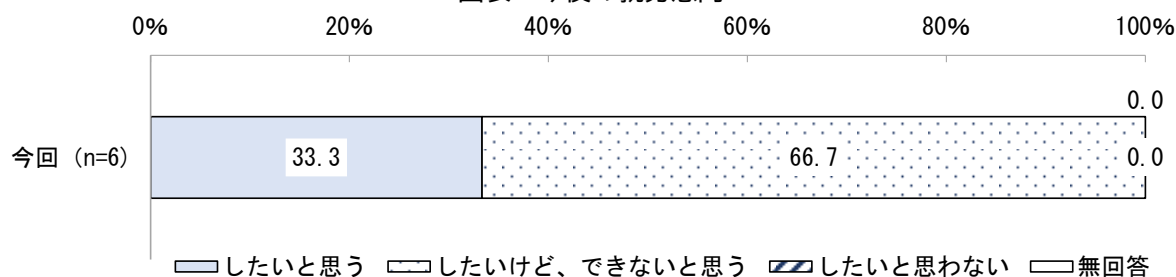
(6) 仕事について

- ◎ 現在、就労している方（n=15）の勤務形態は、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が46.7%で最上位となっています。
- ◎ 現在、18～64歳で就労していないの方（n=6）の今後の就労意向は、「仕事をしたいと思う」が33.3%、「仕事をしたいけど、できないと思う」が66.7%となっています。
- ◎ 障がいのある人が働くために大切だと思う環境は、「時間勤務や勤務日数等の配慮」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が上位に挙がっています。

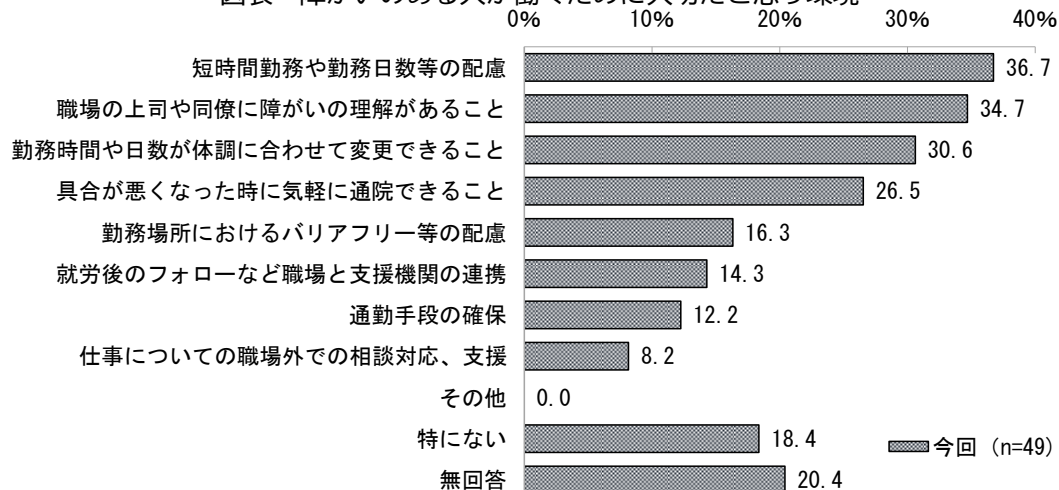
図表 勤務形態



図表 今後の就労意向

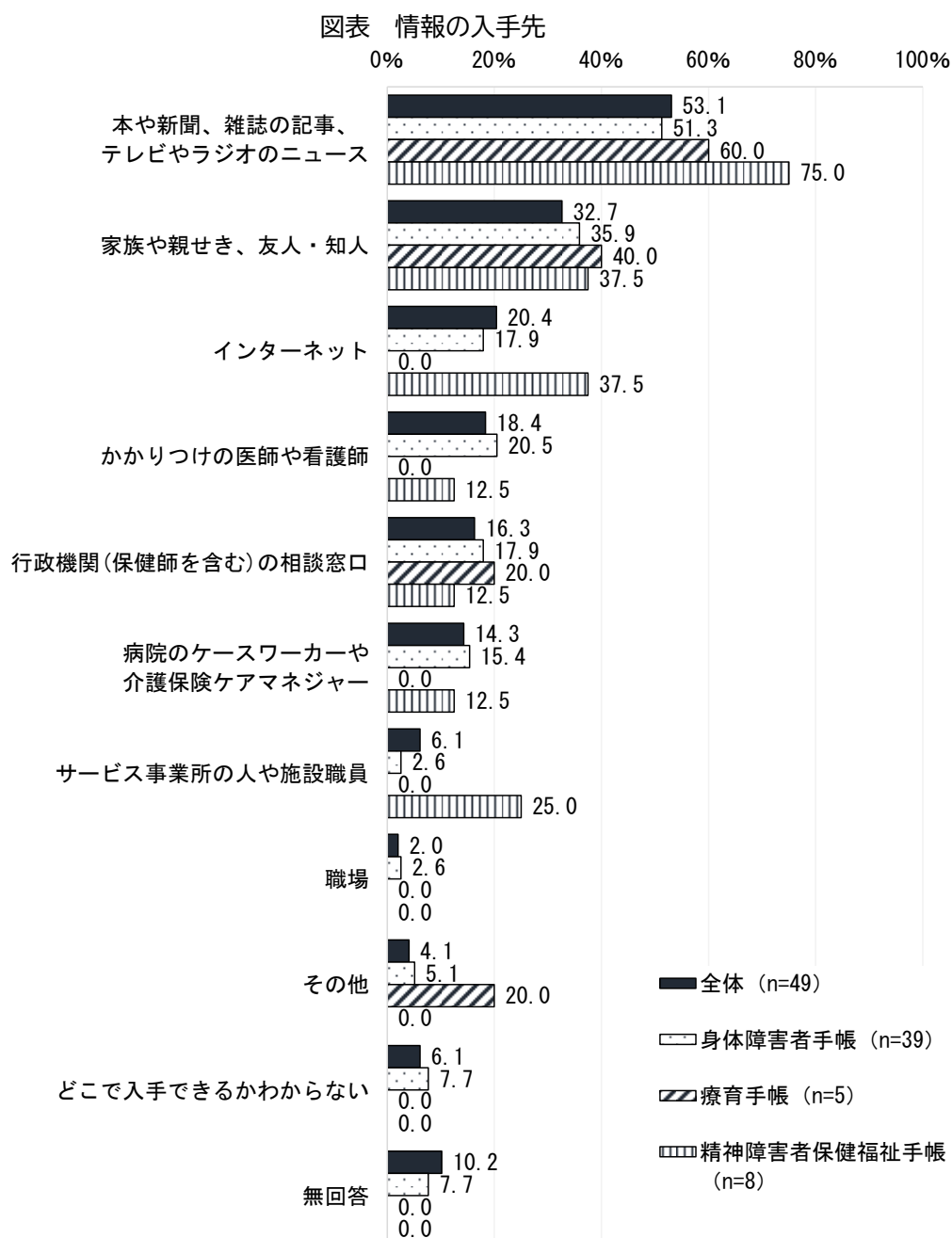


図表 障がいのある人が働くために大切だと思う環境

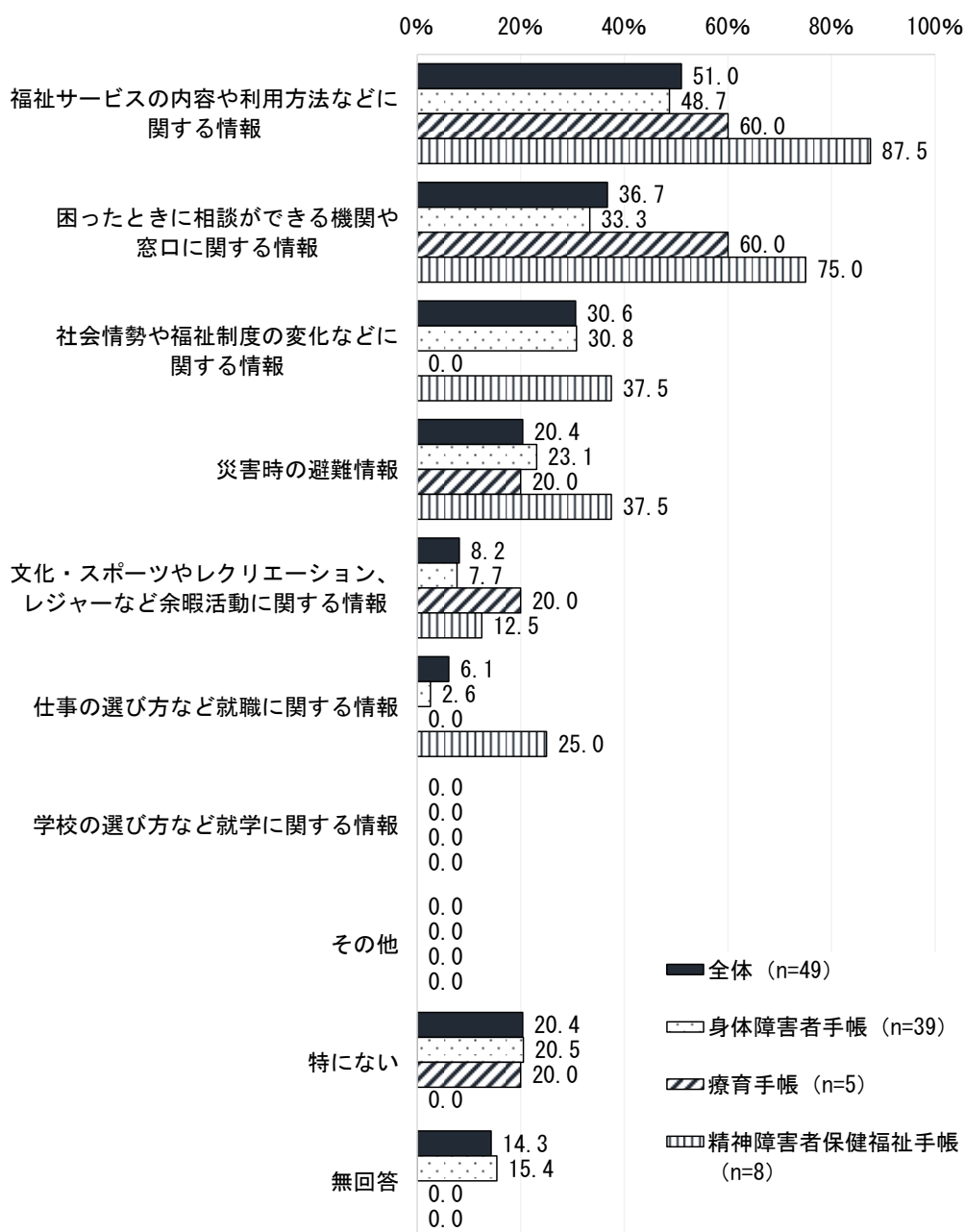


(7) 情報の入手について

- ◎ 情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が53.1%で最上位となっています。
- ◎ 今後特に充実してほしい情報は、「福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」が51.0%で最上位となっています。



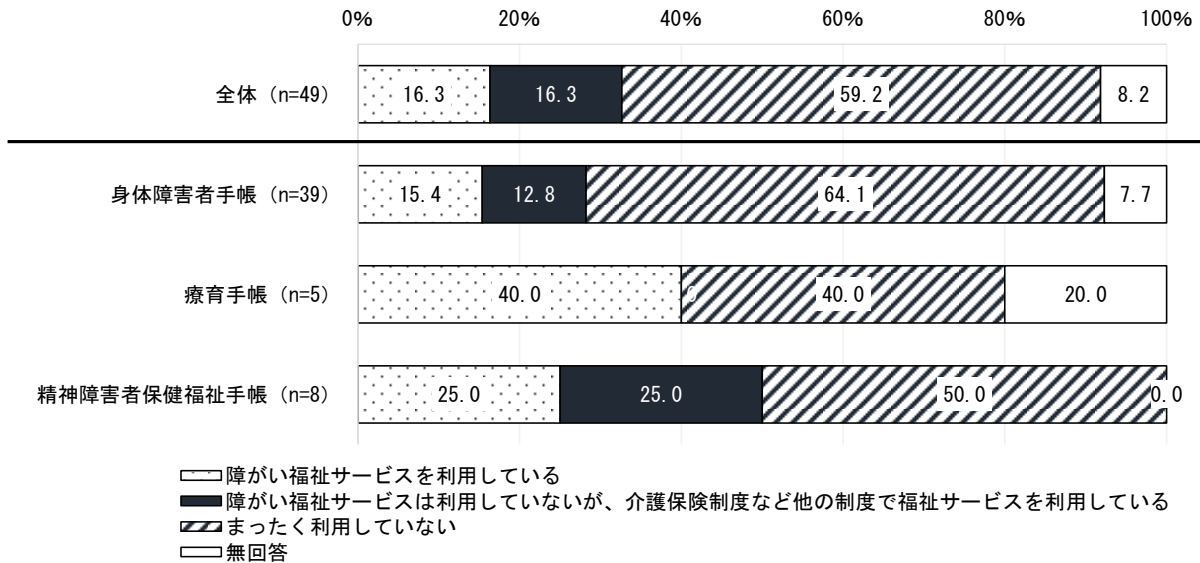
図表 今後特に充実してほしい情報



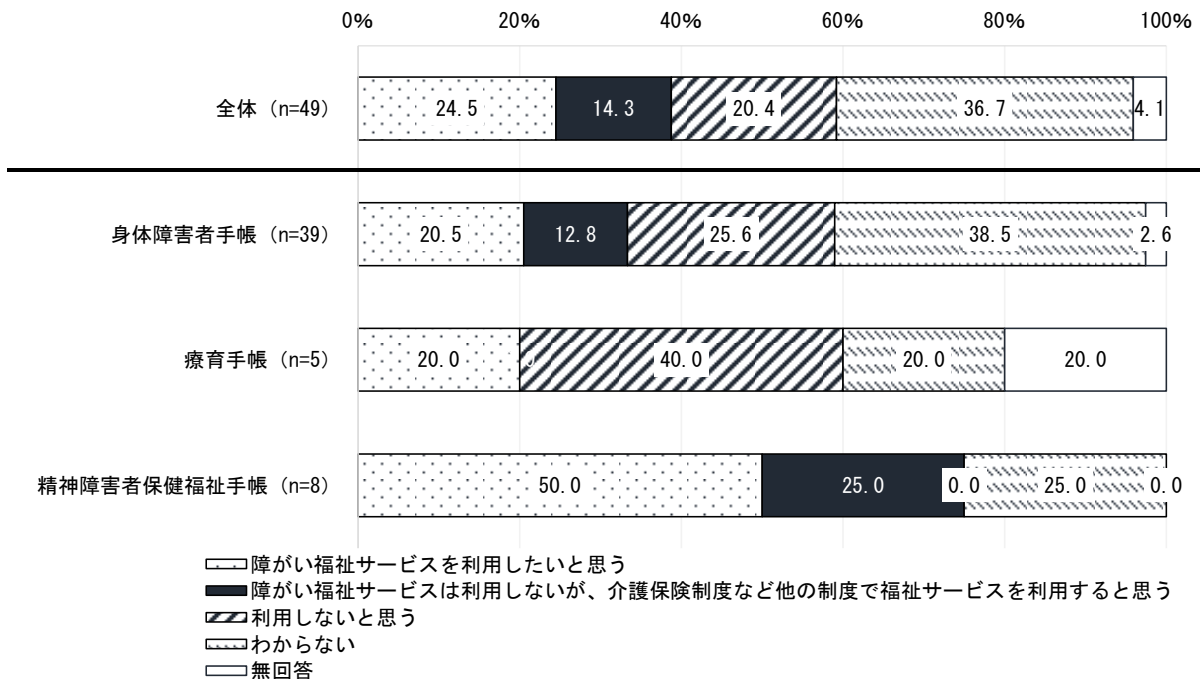
(8) サービスの利用について

- ◎ 現在のサービスの利用状況は、「障がい福祉サービスを利用している」、「障がい福祉サービスは利用していないが、介護保険制度など他の制度で福祉サービスを利用している」がともに16.3%、「まったく利用していない」が59.2%となっています。
- ◎ 今後のサービスの利用意向は、「障がい福祉サービスを利用したいと思う」が24.5%、「障がい福祉サービスは利用しないが、介護保険制度など他の制度で福祉サービスを利用すると思う」が14.3%、「利用しないと思う」が20.4%となっています。

図表 現在のサービスの利用状況



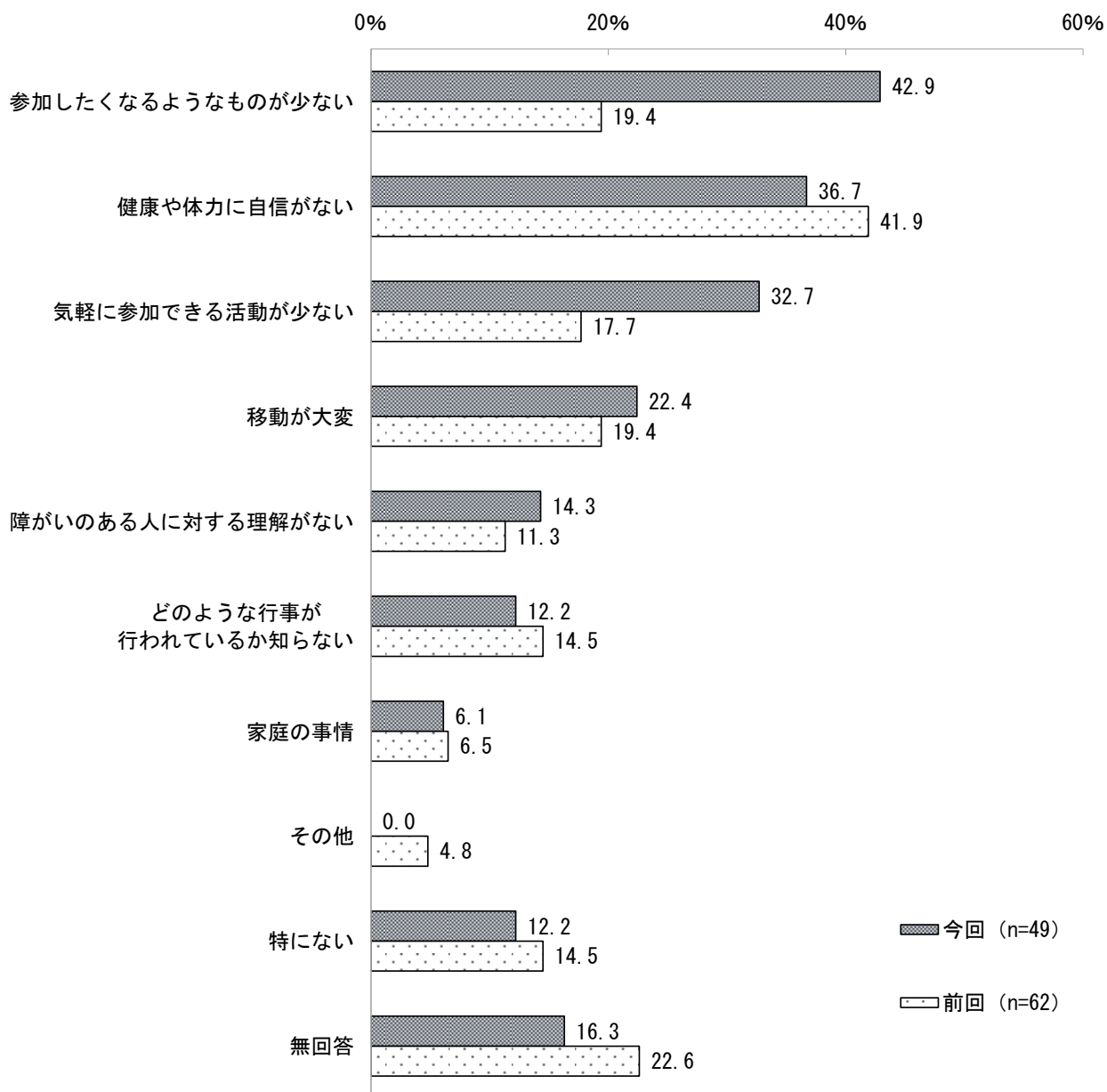
図表 今後のサービスの利用意向



(9) 社会参加の障壁となること

- ◎ 社会参加の障壁となることは、「参加したくなるようなものが少ない」、「健康や体力に自信がない」、「気軽に参加できる活動が少ない」が上位に挙がっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「参加したくなるようなものが少ない」、「気軽に参加できる活動が少ない」が10ポイント以上増加しています。

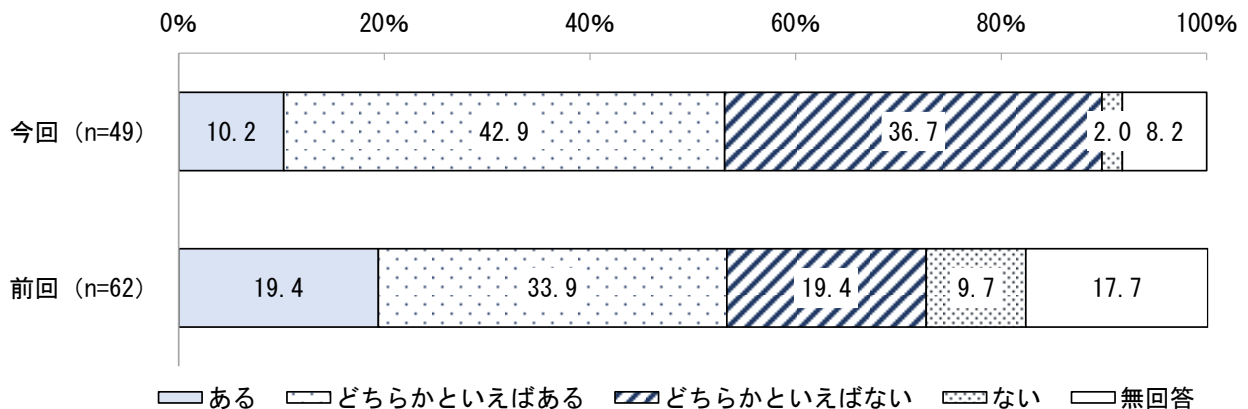
図表 社会参加の障壁となること（前回比較）



(10) 障がいのある人への理解について

- ◎ 障がいのある方への関心や理解については、「ある（ある+どちらかといえばある）」が53.1%、「ない（ない+どちらかといえばない）」が38.7%となっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「ない（ない+どちらかといえばない）」が9.6ポイント増加しています。

図表 障がいのある方への関心や理解（前回比較）

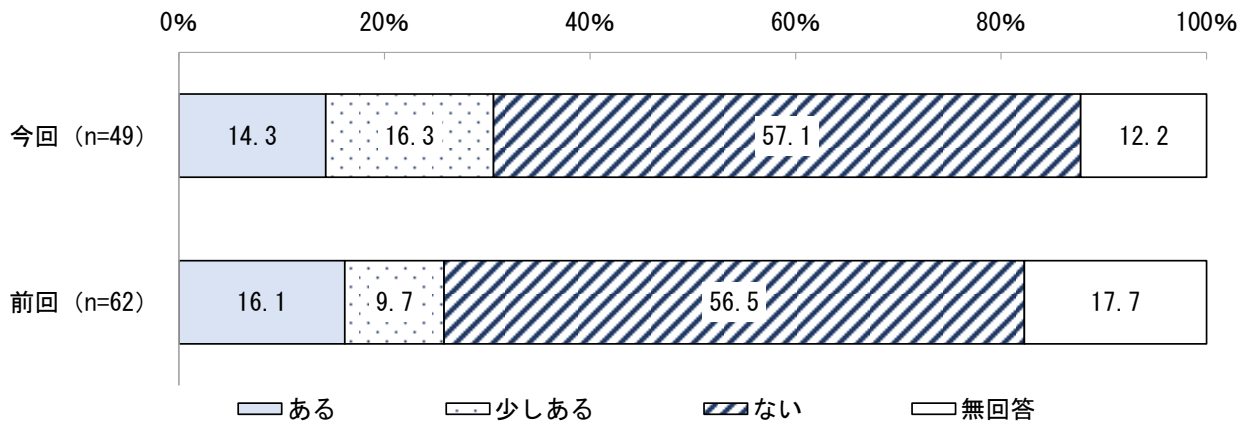


(11) 権利擁護について

① 差別や嫌な思いをすることについて

- ◎ 差別や嫌な思いをすることについては、「ある（ある+少しある）」が30.6%、「ない（ない+どちらかといえばない）」が57.1%となっています。

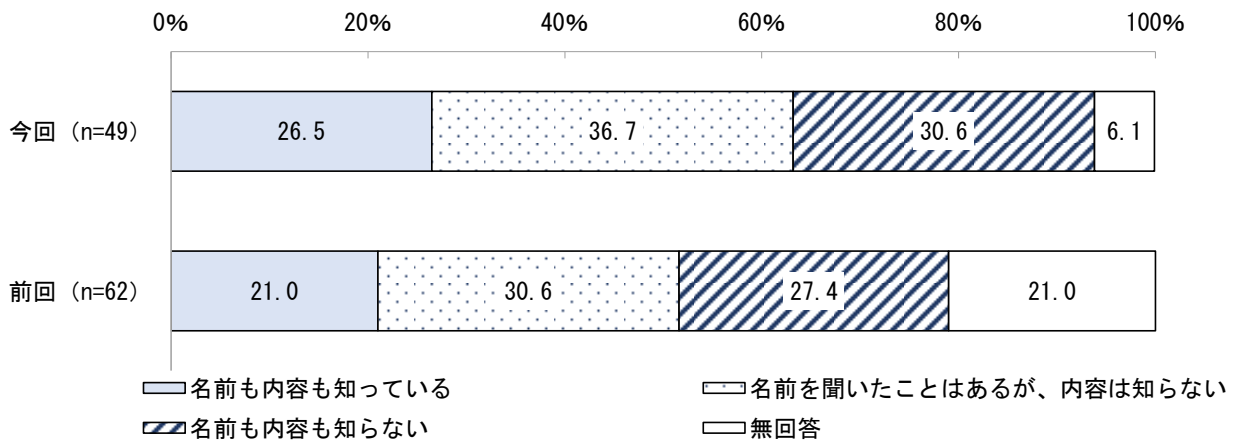
図表 差別や嫌な思いをすることについて（前回比較）



② 成年後見制度の認知度

- ◎ 成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が26.5%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が36.7%、「名前も内容も知らない」が30.6%となっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「名前を知っている（名前も内容も知っている+名前を聞いたことはあるが、内容は知らない）」が11.6ポイント増加しています。

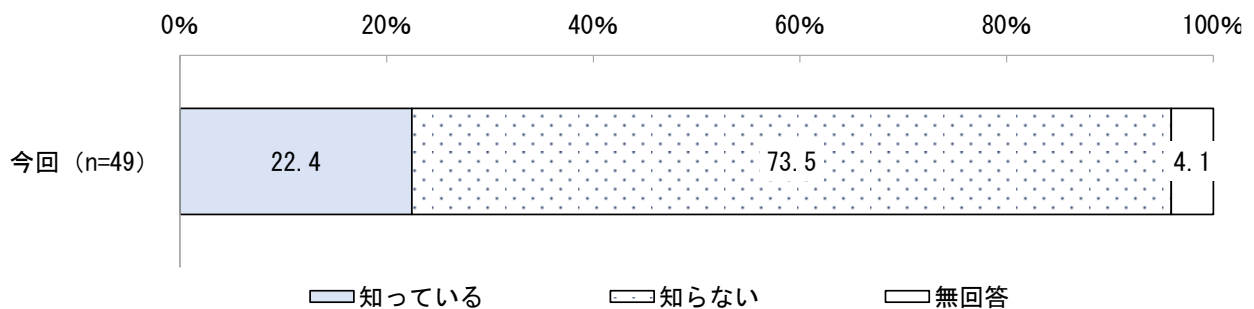
図表 成年後見制度の認知度（前回比較）



③ 成年後見制度の窓口の認知度

- ◎ 成年後見制度の窓口の認知度は、「知っている」が22.4%、「知らない」が73.5%となっています。

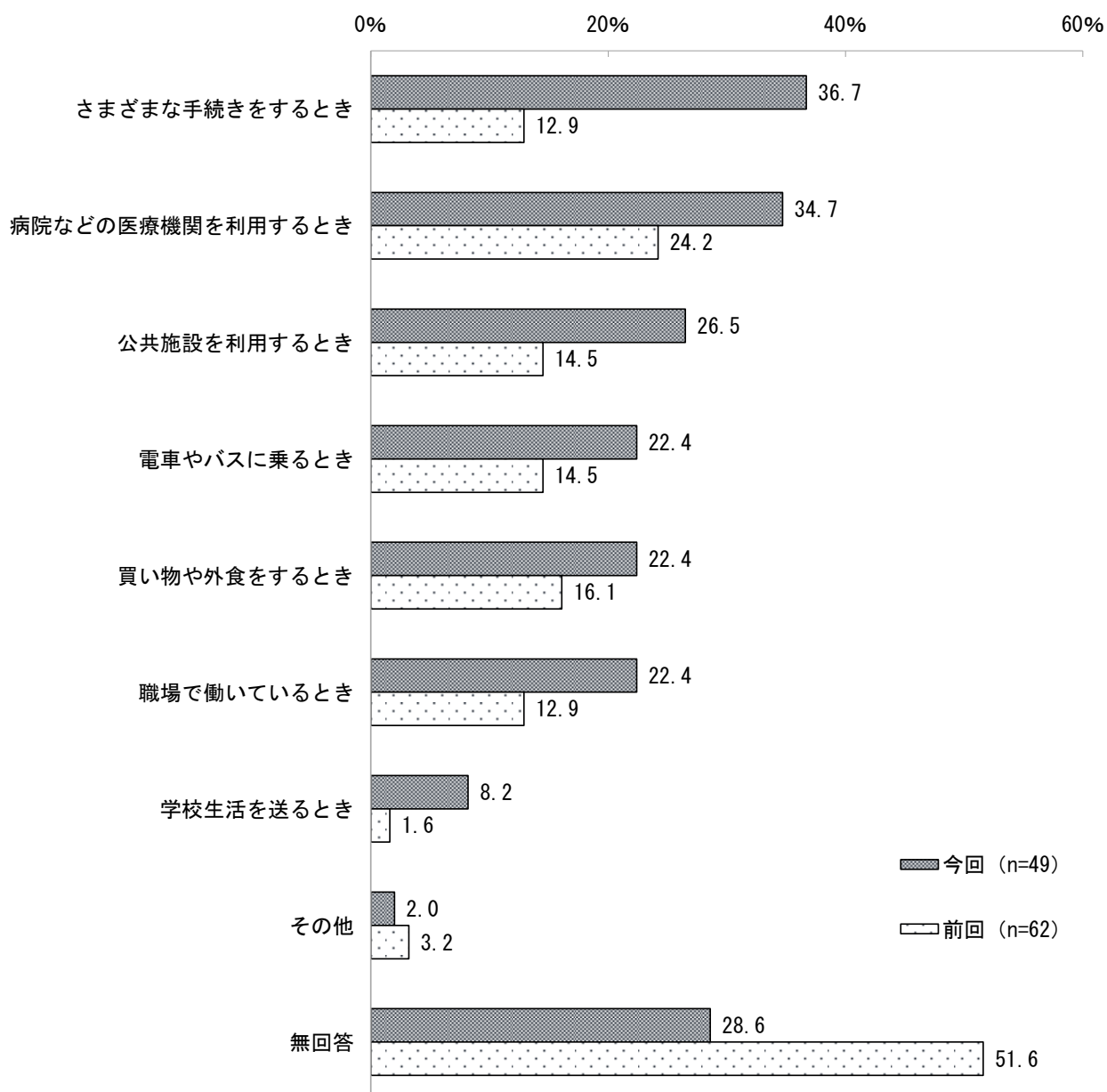
図表 成年後見制度の窓口の認知度



④ 合理的配慮があると良いと思う場面

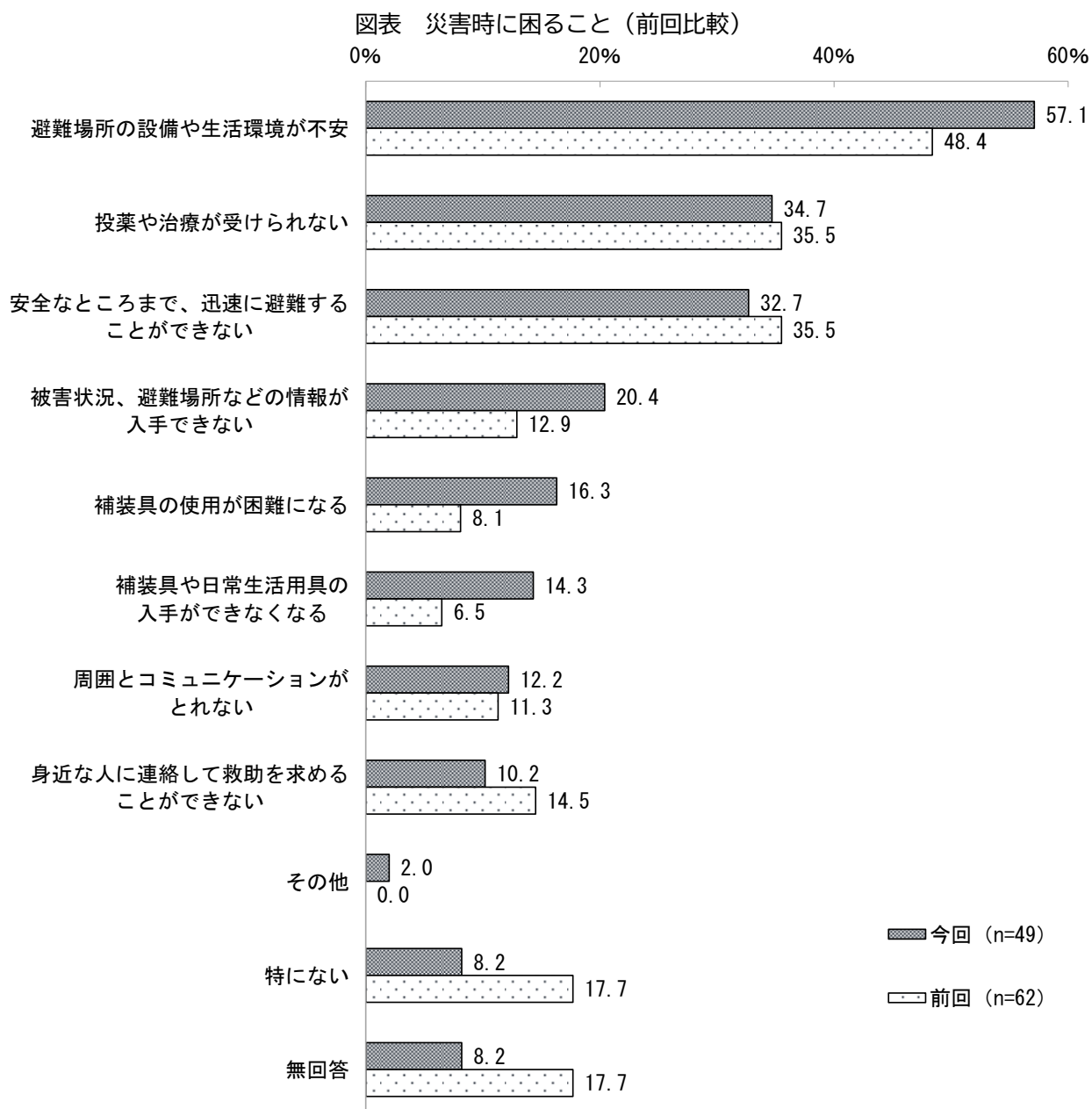
- ◎ 合理的配慮があると良いと思う場面は、「さまざまな手続きをするとき」、「病院などの医療機関を利用するとき」、「公共施設を利用するとき」が上位に挙がっています。
- ◎ 前回調査と比較すると「さまざまな手続きをするとき」、「公共施設を利用するとき」、「病院などの医療機関を利用するとき」が10ポイント以上増加しています。

図表 合理的配慮があると良いと思う場面



(12) 災害時に困ること

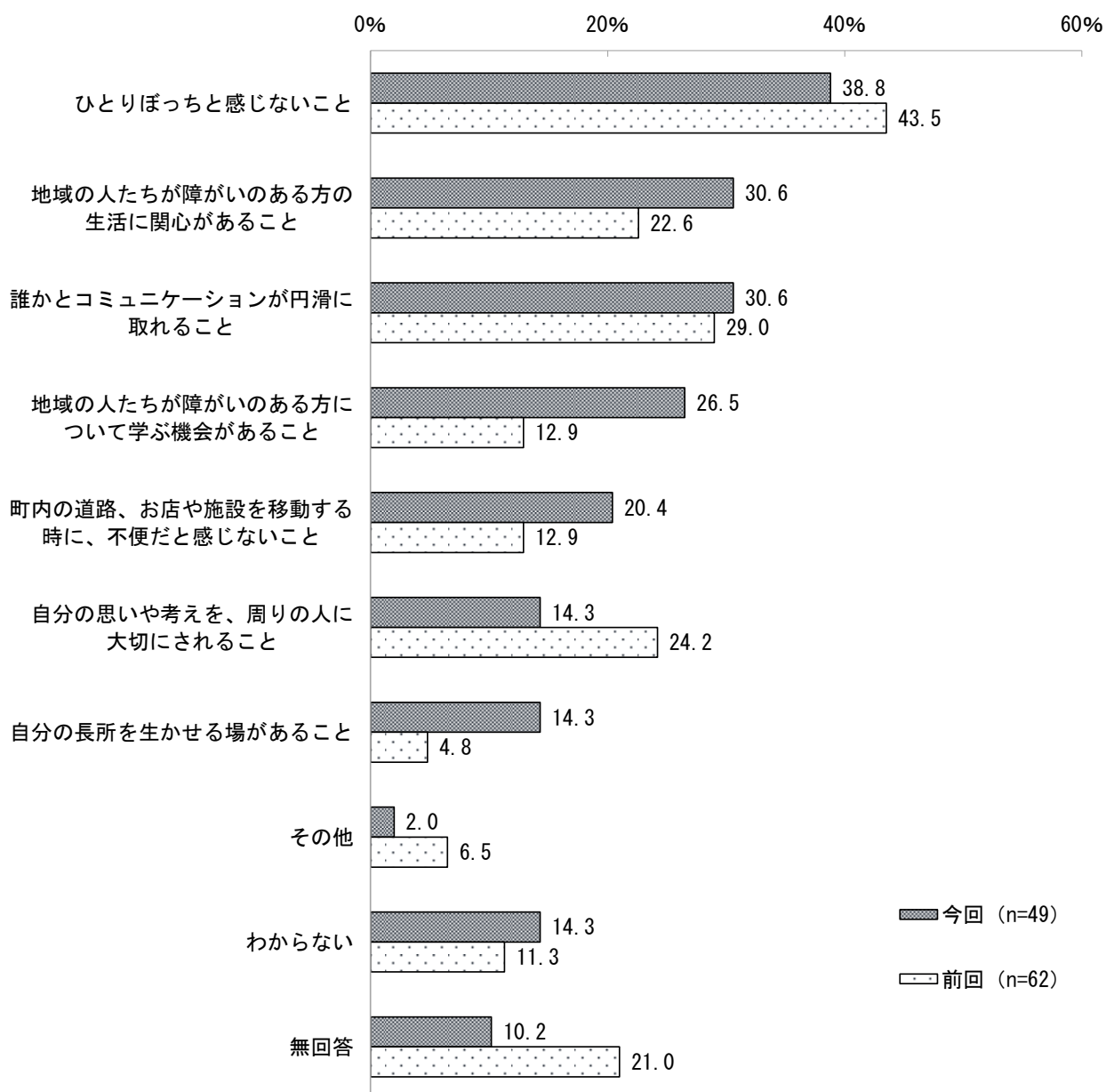
◎ 災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が上位に挙がっています。



(13) 地域で生活を送るために重要だと思う取り組み

- ◎ 地域で生活を送るために重要だと思う取り組みは、「ひとりぼっちと感しないこと」、「地域の人たちが障がいのある方の生活に関心があること」、「誰かとコミュニケーションが円滑に取れること」が上位に挙がっています。
- ◎ 前回調査と比較すると「地域の人たちが障がいのある方について学ぶ機会があること」が10ポイント以上増加しています。

図表 地域で生活を送るために重要だと思う取り組み（前回比較）

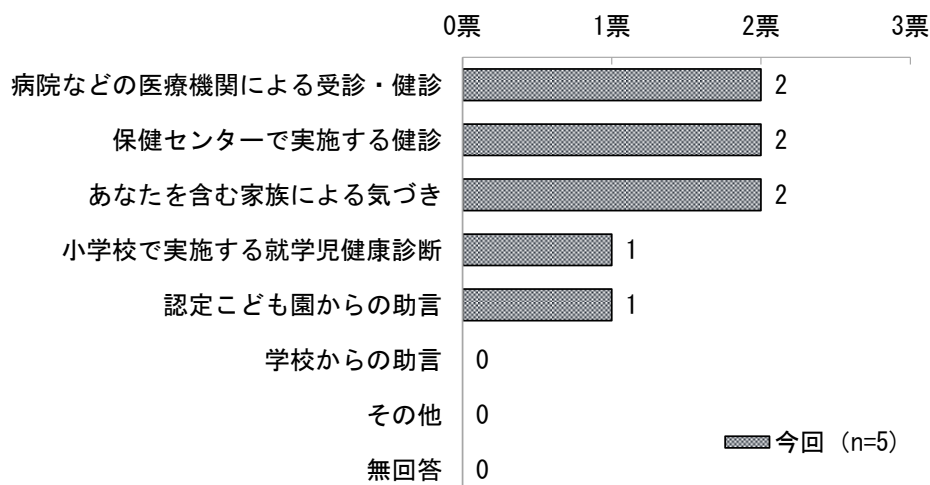


(14) お子さんの障がいや発達課題などの気づきについて

① 障がいや発達課題などに気づいたきっかけ

- ◎ 障がいや発達課題などに気づいたきっかけは、「病院などの医療機関による受診・健診」、「保健センターで実施する健診」、「あなたを含む家族による気づき」が上位に挙がっています。

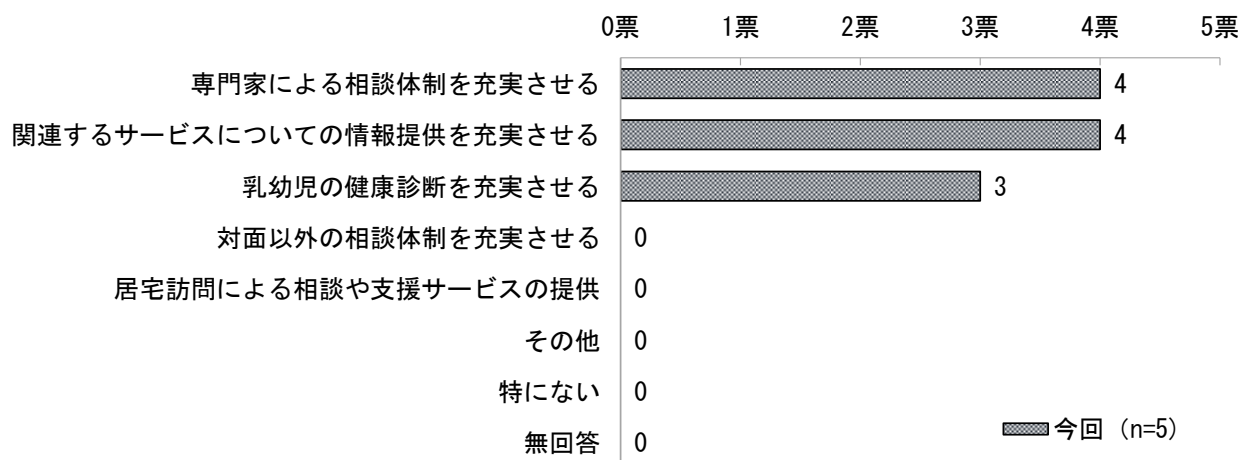
図表 障がいや発達課題などに気づいたきっかけ



② 早期支援につなげるために必要なこと

- ◎ 早期支援につなげるために必要なことは、「専門家による相談体制を充実させる」、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」、「乳幼児の健康診断を充実させる」が上位に挙がっています。

図表 早期支援につなげるために必要なこと



第2部

第2次障がい者基本計画

第2部 第2次障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定における方向性の整理

幌延町の現状や国の指針等を踏まえ、障がい者基本計画の策定における方向性を以下のとおり整理します。

(1) 地域で自立を目指せる体制の構築

- アンケート調査では、現在のサービスの利用に対して今後のサービスの利用意向のほうが高くなっており、地域で自立した生活を送るために、サービス提供事業所や関係機関と協力しながら、サービス提供の質・量の確保を図っていく必要があります。
- サービスの提供にあたっては、ニーズの把握に努めるとともに、支援を必要とする人が必要な支援を受けることができるよう、サービスの内容等について対象者を意識した周知を図るなど、利用しやすい環境づくりも求められています。
- 自立した生活には就労も欠かせないものとなります。アンケート調査では、働くために大切だと思える環境として「時間勤務や勤務日数等の配慮」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が挙げられており、雇用環境の向上や職場への定着につながる支援の充実も図っていく必要があります。

(2) 誰もが地域で安心安全に暮らせる環境整備

- 地域で安心して生活を送るために、気軽に相談できる体制や健康状態の確認・相談が日常的にできる体制の整備を図るとともに、万が一のときの医療体制について広域的な連携も図りながら、通院や医療を受けやすい体制を構築していく必要があります。
- 誰もが地域でともに育ち、関わり合いの中で学ぶことができる環境を整備するため、生活や学習上の困難を克服する適切な指導と必要な支援を行うなど、保育環境の充実とインクルーシブ教育に取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査では、災害時に困ることとして、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が上位に挙がっており、災害時や緊急時における支援体制について、日頃から整備を進めていくことが重要となります。
- 障がいのある人に適した住居環境の確保、道路や施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化など、暮らしやすい環境整備の推進が求められています。

(3) 地域でともに暮らしていく社会の実現に向けて

- アンケート調査では、地域で生活を送るために重要だと思う取り組みとして、「ひとりぼっちと感ぜないこと」、「地域の人たちが障がいのある方の生活に関心があること」などが挙がっているほか、「地域の人たちが障がいのある方について学ぶ機会があること」が前回の調査から10ポイント以上増加しており、地域でともに暮らしていくために、障がいについての正しい知識の周知・啓発を推進する必要があります。
- 日常生活の場において差別や権利が侵されることのないよう、差別解消や権利擁護に関する取り組みを推進する必要があります。
- 自らの意思決定に基づく社会参加ができるよう、社会参加の妨げとなることの解消に努めるとともに、地域活動や学習機会、スポーツ活動などの幅広い活動に参加できる体制の整備を進め、障がいのある人が自分らしく過ごすことのできる環境づくりが必要となります。

2 基本理念

幌延町では、幌延町町政の最上位計画である第6次幌延町総合計画において「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」を将来像として定め、住民一人ひとりの創意工夫を集結した魅力あるまちづくりを進めています。

そうした中、障がい福祉にかかる取り組みとして、障がいのある人が、自己決定のもと地域で自立して、安心して暮らせるよう、また、障がいの有無にかかわらずともに暮らしていけるよう、各種施策を推進してきました。

障がいのある人がこれからも住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域で暮らすすべての人が、自分らしく、互いに認め合いながら、誰にとっても暮らしやすいと思えるまちづくりを進める必要があります。

そのため、引き続き『誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ』を基本理念として掲げ、障がい福祉にかかる施策や事業を推進します。

= 基本理念 =

誰もが自分らしく

やさしさに包まれて暮らすことができるまち

ほろのべ

3 基本目標

障がい者基本計画における基本理念の実現のため、次の3つの基本目標を設定して施策を展開します。

基本目標1 自立した地域生活への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送り続けるために、障がい者自立支援制度の普及啓発や包括的・重層的な相談支援体制の整備に努めるとともに、一人ひとりのニーズに対応できるよう包括的な支援体制の構築を図ります。

また、地域での自立した生活を送るために就労に関する支援体制のあり方など検討を続けます。

基本目標2 安心して生活できるまちづくり

地域で安心した生活を送るため、地域医療体制の整備や、保健・医療など関係機関の連携による、障がいの早期発見・早期支援を図り、一人ひとりの状況やライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の充実、強化に努めます。

また、地域で安全に安定した生活を送るため、住居にかかる支援や道路、公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、災害時などを見据えた支援体制の構築、環境整備を推進します。

基本目標3 地域でともに生きる

障がいの有無にかかわらず個人の人権が守られ、一人ひとりの個性が尊重される社会を目指し、社会的障壁を取り除くための啓発活動の推進や理解促進に努めるとともに、住民が積極的に地域社会と関わり、社会的な孤立を防止できるよう支援体制の構築を推進します。

また、家庭内や施設内の虐待は潜在化しやすいことから、関係機関の連携や地域全体で見守る体制の整備に努めます。

4 施策体系

本計画における施策体系は以下のとおりです。

図表 施策体系

基本目標1 自立した地域生活への支援

施策	事業・取り組み
1-1 生活支援の充実	1-1-1 生活支援体制整備の充実 1-1-2 相談支援体制の充実 1-1-3 幌延町成年後見支援センター 1-1-4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実 1-1-5 意思疎通支援の充実・情報アクセシビリティの向上 1-1-6 サービス提供人材の養成・確保 1-1-7 年金等、生活安定施策の充実
1-2 就労支援	1-2-1 企業、行政等が一体となった応援体制の構築 1-2-2 一般就労の推進

基本目標2 安心して生活できるまちづくり

施策	事業・取り組み
2-1 保健・医療体制の整備	2-1-1 適切な保健・医療の提供 2-1-2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 2-1-3 精神障がいのある人など特性に応じた支援の充実
2-2 療育・教育支援の充実	2-2-1 障がいのある子どもに対する支援の充実 2-2-2 学校教育の充実 2-2-3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
2-3 安心安全な生活環境の整備	2-3-1 住まい・まちづくりの推進 2-3-2 交通機関等の整備促進 2-3-3 防災・防犯対策の推進

基本目標3 地域でともに生きる

施策	事業・取り組み
3-1 権利擁護の推進	3-1-1 権利擁護の推進・虐待の防止 3-1-2 成年後見制度等の活用促進 3-1-3 普及・啓発による理解促進 3-1-4 地域福祉活動の推進
3-2 社会参加への取り組み	3-2-1 社会参加の促進 3-2-2 スポーツ・文化活動の振興 3-2-3 選挙等における配慮

第2章 施策・取り組みの展開

基本目標1 自立した地域生活への支援

1-1 生活支援の充実

1-1-1 生活支援体制整備の充実

地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」の整備に向けて、宗谷圏域の協議会内で情報共有を行うなど調整を図ります。

1-1-2 相談支援体制の充実

地域において気軽に相談ができるよう、社会福祉法人幌延福祉会が運営している障害者相談支援事業所「ひだまり」に相談支援事業を委託しています。障がいのある人や障がい事業所で勤務していた方に相談員となっていただいております。障がい者本人に寄り添った対応につなげています。

各市町村担当者や関係者が集まる、宗谷圏域の協議会に参加しており、各市町村の取り組みや個別ケースの情報共有を図ることで、支援体制の強化や圏域内の連携強化に努めています。

障がいのある人や家族が抱える悩み・困りごとは複雑化してきており、関係機関との連携強化を図りながら、包括的な支援体制の構築に努めます。

1-1-3 幌延町成年後見支援センター

成年後見制度を必要とする人が、必要なときに安心して利用することができるよう、幌延町社会福祉協議会に委託して成年後見支援センターを設置しています。

意思決定の尊重は、個人の尊厳を含め非常に重要であり、社会福祉協議会や保健師等の関係者と情報共有・連携を図りながら対象者の把握や支援につなげます。

1-1-4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

幌延町では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等が適切に提供されるよう、サービス提供事業所など関係機関と連携しながらサービスの質・量の確保に努めています。

小規模自治体であるため、提供可能となるサービスには限りがあるものの、サービスを必要とする人たちのニーズを丁寧に受け止め、サービス提供事業者や相談支援事業所、保健師等と情報共有のうえ、より良い方向を示すことができるよう協議に努めます。

1-1-5 意思疎通支援の充実・情報アクセシビリティの向上

視覚障がいのある人への支援として、内閣府政府広報室から発行されている、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を窓口に配置しています。

また、聴覚障がいのある人へは、手話通訳広域派遣体制により、利用者の様々なニーズに対応できる支援体制の整備を図っています。

引き続き、点字・大活字広報誌の配置や手話通訳広域派遣体制の確保、情報・意思疎通支援用具の給付など、障がいのある方が円滑に情報を得ることができるよう継続して支援に取り組みます。

さらに、一人ひとりに合った手段、方法での情報発信に努め、必要とする情報が円滑に取得することができるよう必要な人材の育成・確保に努めます。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
コミュニケーション支援事業	法に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳及び要約筆記の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

1-1-6 サービス提供人材の養成・確保

町の告知端末を活用した求人情報の周知を行うとともに、北海道が開催する福祉職場説明会等でポスターの掲示やチラシの設置などを行い福祉関係の就労に対する意識の醸成を図っています。

また、医療職員を養成する学校又は養成所に通っている方への必要資金の貸付け[※]や国・北海道・各種事業者が行っている研修等の情報提供を通じた人材養成に努めています。

引き続き、各種取り組みを継続して、幌延町におけるサービス提供人材の養成・確保に努めます。

※医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来幌延町の職員として医療業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行っています。

1-1-7 年金等、生活安定施策の充実

障害年金については、手帳取得時に担当課と連携して情報提供に努めています。その他、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、燃料費など冬期間の増高経費に対する支援、除雪や調理が困難な障がい者世帯等を対象に除雪、給食サービスの提供などを実施しています。

今後も安心して幌延町で生活を続けることができるよう、事業の継続に努めます。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町冬の生活応援事業	高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯に対し、灯油価格高騰時の冬季採暖用燃料購入費の一部を助成することで当該世帯の冬の生活支援が図られることによる、在宅での生活安定及び福祉の増進を目的とする。
幌延町高齢者等除雪サービス事業	除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯、障がい者世帯に対し、除雪サービスを行うことにより、自立した生活を可能とするとともに、福祉の向上に資することを目的とする。
幌延町高齢者等給食サービス事業	調理が困難な在宅の高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援することを目的とし、健康で自立した生活が送ることができるよう、居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。

1-2 就労支援

1-2-1 企業、行政等が一体となった応援体制の構築

「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年「幌延町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定し、各課に周知のうえ実施しており、結果についてもホームページで公表しています。

引き続き、「幌延町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定のうえ、支援に努めます。

1-2-2 一般就労の推進

北海道障害者職業能力開発校と連携し、広報による職業能力開発校の紹介や入校案内、パンフレットの窓口配置を行い、障がいのある人の就労促進に努めています。

また、就労移行支援を活用し、高等養護学校3年生が卒業後に円滑に就労継続B型を利用することができるよう、高等養護学校教諭と連携を図っています。

今後も関係機関と連携して希望する人の就労につなげるとともに、町内の対象者から相談があった際に、迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

基本目標2 安心して生活できるまちづくり

2-1 保健・医療体制の整備

2-1-1 適切な保健・医療の提供

保健サービスの円滑な提供にあたり、保健センターの職員が人員不足とならないよう、奨学金制度の活用など人員の確保に努めるとともに、医療機関や保健師等と連携して、必要とする人が適切な医療・保健サービスとつながるよう努めています。

また、医療を必要とする障がいのある人が必要な医療とつながり、また経済的な負担軽減となるよう更生（育成）医療申請の周知や交通費の助成などを行っています。

引き続き、人員の確保をはじめとする医療・保健サービス基盤の整備に努めるとともに、各種制度の周知を行います。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町心身障がい者（児）等通院（所）交通費等助成金交付	心身障がい者（児）等が治療、検査、自立促進及び発達支援のために幌延町内を除く北海道内の専門医療機関及び通所施設等へ通院又は通所に要する費用の一部を助成することにより、福祉の増進、社会復帰の促進と自立、発達支援及びその世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2-1-2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

母子手帳交付時から保健師が寄り添い、「妊婦指導事業」、「すくすく健診」、「すくすくキッズ」、「各年齢児健診」等の各種事業を通じた支援を行っており、必要時には医療機関への受診や支援センター等への利用につなげています。

中高年期の疾病予防、生活習慣病の予防については、胃がん・大腸がん・子宮がん・前立腺がん等の各種がん検診のほか、特定健康診査などを実施しています。

また、うつ病をはじめとする精神疾患について「こころの健康対策事業」として、メンタルヘルス講演会やこころの相談窓口ステッカーの配置、自殺予防週間の広報等を行っており、引き続き、保健所や医療機関と連携しながら推進します。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
妊婦指導事業	妊婦健診の助成手続きに来所する機会をとらえ、母子手帳交付時、中期（16週～20週頃）、後期（28週～32週頃）にリーフレット子育て用品の見本等を活用して面接を行います。
すくすく健診（乳幼児健診）	乳幼児の成長発達経過を把握し、それに応じた日常生活の自立、発達課題の獲得ができるように育児について支援するとともに、家庭を健康づくりの基盤にできるよう、育児や疾病予防に関する情報提供等を行います。

名称	概要・実施状況
すくすくきっず (健康支援や療育に関する指導・相談・情報提供)	乳幼児健診で筋緊張・過敏など気になるところのある子ども、発達面で経過観察中の子ども、保護者から成長・発達で相談のあった子どもを対象に、年4回、作業療法士から子どもへの関わり方のアドバイスをを行います。
こころの健康対策事業	住民自身が、自殺、またその背景にある心の健康問題、その対応策などを知ることにより、自分や周囲がそのような状況に陥ったときに、相談などの行動に結びつくことができることを目指して行います。

2-1-3 精神障がいのある人など特性に応じた支援の充実

宗谷地域を圏域としている、精神障がい者地域生活支援センターや宗谷圏域障害者総合相談支援センターと連携しながら、圏域内での方策について協議等を行っています。

引き続き、各センターと連携するとともに、町内のサービス事業者や幌延町自立支援協議会等とも連携して、有効な施策について検討します。

2-2 療育・教育体制の充実

2-2-1 障がいのある子どもに対する支援の充実

各種検診時に発達等に気になる子どもがいた場合、成長（発達）段階においてこども園（子育て支援センター）、教育委員会、福祉部局等、医療機関との連携して情報共有を図り、適切な支援につながるよう努めています。

また、子育て支援ファイルを活用して、成長段階における支援内容等を記録し、保護者や支援者が支援内容について、常に把握できるようにしており、一人ひとりに応じた支援の提供に努めています。

留萌北部地域子ども発達支援センターを利用している子どもについては、相談支援事業所やセンター職員も加え、こども応援会議を実施し、保護者の現在の悩みや今後の希望を直接お聞きし、各支援者において今後の支援について協議・共有を図っています。

このほか、町が委託契約している相談支援事業所「ひだまり」の「ひだまりの会」では、体験型の事業の実施や専門職による運動教室、保護者が集まって情報共有する座談会、研修会の情報提供等を定期的に行っています。

今後も、関係機関・関係者間での連携強化を図り、地域における支援体制の推進に努めます。

2-2-2 学校教育の充実

子育てファイルを活用し、幼児期からの支援記録を各成長期における支援者が記録を残し、引き継いでいくことで、切れ目のない支援の提供に努めています。

特別支援教育の充実として、「特別支援教育専門部会議の実施」、「特別支援教育コーディネーターによる相談事業」、「特別支援教育連携セミナーの実施」の実施や幌延小学校に支援員を2名配置し、サポート体制の整備に努めています。

また、総合的な学習の時間を活用して特別養護老人ホームへの訪問等を行い、地域との交流の機会を創出しています。

今後も、各種事業の継続のほか、特別支援教育連携協議会としてのサポート体制の確立、子育てファイルの配布・活用、特別支援教育連携セミナーへの参加を広く呼びかけるなど、特別支援教育への理解を深める取り組みを推進します。

2-2-3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

小規模自治体である利点を活かし、サービス事業者、相談員、保健師等の在宅生活を支える各専門職が密に連携を取り合い、本人及びそのご家族等への適切な支援体制の構築を図っています。

また、在宅障がい児者巡回療育相談事業を活用し、希望するご家族へ実施することで、町外における関係機関との連携及び支援体制の強化を図り、ご家族の精神的な安心にもつなげています。

今後も本人及びご家族を支えるため、関係する事業所、関係者間での連携を強化し、支援体制のより良いあり方について検討します。

2-3 安心安全な生活環境の整備

2-3-1 住まい・まちづくりの推進

知的障がいのある人などが共同で生活を行うグループホームは町内に複数箇所あり、社会福祉法人幌延福祉会が運営しています。運営法人と連携を図るとともに、地域で生活する障がいのある人の住居が守られるよう老朽化等に伴う建て替えに対して支援しています。

そのほか、町内施設整備に合わせ道路等の段差解消、既存の公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進し、安心・安全な外出、施設利用が可能となるよう努めています。

サービス基盤については圏域内で調整を行うこととなっているため、社会福祉法人幌延福祉会のほか、北海道や圏域町村と連携を図り基盤整備に努めます。

あわせて、在宅で生活している障がいのある方の利便性を高めるため、日常生活用具・補装具に関する周知を積極的に行い、利用促進に努めます。

2-3-2 交通機関等の整備促進

障がいがある人等の移動手段を確保するため、町内輸送事業者との調整を図りながら、道路輸送法に基づく福祉有償運送を行っています。また、移動支援事業を幌延町社会福祉協議会に委託しており、移動手段の確保に努めています。

今後も、町内輸送事業者との調整を図るとともに、幌延町福祉有償運営協議会において協議しながら、移動手段の確保に努めます。

2021（令和3年）10月から、ハイヤーの利用に係る運賃・料金の一部助成を行う幌延町高齢者等交通費助成事業を開始しました。70歳以上の高齢者、各種障がい者手帳所持者、運転免許証自主返納者等を対象にしており、日常生活に必要な交通手段を確保するとともに、積極的な社会参加を促し、生きがいを持てる充実した生活を確保することで、移動手段の支援を目的に実施しています。

2-3-3 防災・防犯対策の推進

障害者手帳の所持者や高齢者を対象に、要援護者台帳を作成しており、災害時等に備え関係機関と情報を共有しています。

また、日常の防犯対策として、相談支援事業所やサービス提供事業所、保健師、民生委員と連携・情報共有しながら、見守りを行っています。

引き続き、緊急時に迅速な対応ができるよう、要援護者台帳を毎月更新するとともに、関係機関での情報共有を図るなど連携を強化し、防災・防犯にかかる支援体制の充実に努めます。

基本目標3 地域でともに生きる

3-1 権利擁護の推進

3-1-1 権利擁護の推進・虐待の防止

手帳交付・障がい福祉サービス受給決定時などに利用できるよう、庁内に権利擁護や虐待に関する相談窓口を設置しており、町内事業者、保健師、民生委員等と連携しながら相談対応にあたっています。

あわせて、保健師や民生委員と連携を取りながら相談対応に応じたり、社会福祉法人幌延福祉会が運営している障害者相談支援事業所「ひだまり」において、幅広い相談支援を行うなど、様々な場面において相談可能な体制を整備しています。

現状の相談支援体制を維持するとともに、「幌延町障害者自立支援協議会」を活用して、公正・中立な支援体制の構築に努めます。

3-1-2 成年後見制度等の活用促進

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための取り組みについて支援しています。

引き続き、幌延町成年後見支援センター等の関係機関と協力して利用者の把握及び効果的な実施に努めます。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する経費について、助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる障がい者に対し、費用を助成することにより、制度の利用を支援することを目的とする。

3-1-3 普及・啓発による理解促進

幌延町障害者自立支援協議会において、当事者を委員として加え、意見を反映したり、国や北海道から配布される、チラシ・ポスター・パンフレット等を活用して障がいに関する正しい知識の普及・啓発を行い、偏見や差別の解消に努めています。

また、福祉関連書誌の窓口配置、国や北海道で募集している障がい関連をテーマとした体験作文・ポスター募集等の周知を行うことで福祉について考えるきっかけづくりとしました。

引き続き、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民に対して、障がいに関する理解を深めるための研修会やイベントの開催等の実施を検討します。

3-1-4 地域福祉活動の推進

「障害者週間」や行事等について、庁舎内にポスターを掲示したり、町広報誌を通じて啓発に努めるなど、住民の地域福祉活動への意識の高揚を図っています。

また、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、補助金を交付するなどの支援を行っています。

現在、補助金の交付実績はないものの、広報等による周知のほか、関係機関等と連携し障がいのある人たちの意向把握に努め、福祉活動の充実に努めます。

3-2 社会参加への取り組み

3-2-1 社会参加の促進

社会福祉法人幌延福祉会が実施する事業について、告知端末を活用して周知し、事業者と地域住民の交流や障がい者自身が地域住民と触れ合うことで社会参加の促進につなげています。

また、手話通訳広域派遣体制によるコミュニケーション支援や移動支援を実施し、障がいのある人たちの社会参加につなげています。

引き続き、社会福祉法人幌延福祉会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、社会参加について支援を行います。

《 関係事業・取り組み 》

名称	概要・実施状況
幌延町自発的活動支援事業補助金交付要綱	障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、幌延町補助金交付規則及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

3-2-2 スポーツ・文化活動の振興

北海道障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会や各障がい福祉団体が実施している事業・文化活動について、広報やポスターの掲示により、スポーツ・文化活動に関する普及啓発に努めています。

スポーツ活動や文化活動などは、生きがいづくりにもつながることから、各種大会や活動の周知に努めるとともに、移動手段の確保や会場のバリアフリー化等、スポーツ・文化活動の推進に努めます。

3-2-3 選挙等における配慮

事前に障がい福祉サービス事業者と連携を図り、当日の投票時刻を調整することで選挙職員が的確に付き添うことが可能となり、スムーズな投票と本人の負担軽減につなげています。

今後も、点字用の投票道具を配置するなど、本人の意思を尊重した投票が可能となるよう努めます。

第3部

第7期障がい福祉計画

第3部 第7期障がい福祉計画

第1章 第6期障がい福祉計画の振り返り

1 第6期障がい福祉計画の成果目標の進捗状況

成果指標1 施設入所者の地域生活への移行

国の指針に基づき設定した、第6期障がい福祉計画の成果指標目標に対する進捗状況は以下のとおりです。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績（見込）	備考
【目標】 施設入所者の削減見込数	0人	1人	自然退所（死亡）のため
【目標】 地域生活移行者数 （施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数）	0人	0人	該当者なし （年齢・能力面を考慮）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
地域生活移行者数（人）	0	0	0	0
施設入所者数（人）	3	2	2	2

※施設入所者数は各年度末

※2023年度（令和5年度）の数値は見込み（以下、同様）

成果指標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

図表 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	目標	実績（見込）	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所	自立支援協議会の構成員として、保健・医療・福祉関係者が含まれており、協議会実施時において協議を行っている。
【指標】 開催回数	年1回	年1回	
【指標】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	1人以上	7人	
【指標】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
協議の場の開催回数（回）	1	0	1	1
協議の場への関係者の参加者数（人）	6	0	6	7
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	0	1	1

② 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

図表 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人	0人	該当者なし
【指標】 精神障がい者の地域定着支援利用者数	0人	0人	
【指標】 精神障がい者の地域共同生活援助利用者数	0人	0人	
【指標】 精神障がい者の自立生活支援利用者数	0人	0人	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
精神障がい者の地域移行支援利用者数（人）	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援利用者数（人）	0	0	0	0
精神障がい者の地域共同生活援助利用者数（人）	1	0	0	0
精神障がい者の自立生活支援利用者数（人）	0	0	0	0

③ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	0日	0日	該当者なし
【指標】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳以上0人 65歳未満0人	65歳以上0人 65歳未満0人	65歳以上0人 65歳未満0人	
【指標】 精神病床における1年以上長期入院患者数	3か月時点0% 6か月時点0% 1年時点 0%	3か月時点0% 6か月時点0% 1年時点 0%	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（日）	0	0	0	0
精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳以上（人）	0	0	0	0
精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳未満（人）	0	0	0	0
精神病床における1年以上長期入院患者数 3か月時点（人）	0	0	0	0
精神病床における1年以上長期入院患者数 6か月時点（人）	0	0	0	0
精神病床における1年以上長期入院患者数 1年時点（人）	0	0	0	0

成果指標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

図表 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	0か所	宗谷圏域の協議会と設置に向けて調整を図っているが、設置には至っていない。
【指標】 運用状況の検証・検討	年1回以上	0回	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
地域生活支援拠点等の整備状況（か所）	0	0	0	0
運用状況の検証及び検討（回）	0	0	0	0

成果指標4 福祉施設からの一般就労移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

図表 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 一般就労移行者数	0人	0人	該当者なし

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
一般就労移行者数（人）	0	0	0	0

② 就労移行支援事業からの一般就労移行者数

図表 就労移行支援事業からの一般就労移行者数

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 就労移行支援事業の利用者数	0人	0人	該当者なし

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労移行支援事業からの一般就労移行者数（人）	0	0	0	0

③ 就労継続支援事業による一般就労への移行

図表 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標	実績（見込）	備考
就労継続支援事業の利用者数	A型 1人 B型 10人	A型 1人 B型 11人	就労継続支援A型事業の利用は1人、就労継続支援B型事業の利用は11人となっていますが、各事業所からの一般就労への移行者数はなし。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数（人）	0	0	0	0
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数（人）	0	0	0	0

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 就労定着支援事業利用者数	0人	0人	該当なし
【指標】 就労定着率8割以上の事業所数	0%	0%	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者数（人）	0	0	0	0
就労定着率8割以上の事業所数（事業所）	0	0	0	0

成果指標5 相談支援体制の充実・強化等

図表 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 総合的・専門的な相談支援の実施	実施	未実施	相談支援体制の充実に向けて、検討を重ねているものの、現在実施には至っていない。
【指標】 専門的な指導・助言件数	1件	0件	
【指標】 人材育成の支援件数	1件	0件	
【指標】 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	1回	0回	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	0	0	0	0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）	0	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	0	0	0	0

成果指標6 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

図表 障がい福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 サービスの質の向上を図るための体制	有	有	障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行ったり、町職員が障がい福祉サービス等にかかる各種研修に参加するなど、質の向上に向けた体制整備を行っていますが、指導監査結果の関係自治体等との共有については未実施となっています。
【指標】 障がい福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	1人	1人	
【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	無	
【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	年1回	0回	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
サービスの質の向上を図るための体制	有	有	有	有
障がい福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数（人）	1	1	1	1
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無	無
審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数（回）	0	0	0	0

第2章 第7期計画の基本方針と成果指標

1 障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針

本町における、障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① 障がいの程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図ります。
- ② 障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ③ 自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤強化に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

2 2026年度（令和8年度）の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

成果指標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の方針は、2026年度（令和8年度）末時点の施設入所者の削減と、2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として定めています。

幌延町の施設入所者の状況を考慮すると、2026年度（令和8年度）末までの地域移行は困難であると思われるため、地域生活移行者数及び施設入所者削減見込数を0人と見込みます。

項目	数値	国の基本指針による考え方
2022年度（令和4年度）末の入所者数	2人	2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数
【指標】 地域生活移行者数	0人 (0%)	2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
【指標】 2026年度（令和8年度）末の入所者数	2人 (0%)	2022年度（令和4年度）末時点の施設入所見込み人員（令和4年度末の5%以上削減）

成果指標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者に対し、包括的な支援を行えるようにするため、国の方針を踏まえ、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

なお、幌延町における精神障がい者の入院者はいないため、見込みは0人としています。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、2026年度（令和8年度）未までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【指標】 開催回数	年1回	
【指標】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	7人	
【指標】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	

② 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【指標】 精神障がい者の地域定着支援利用者数	0人	
【指標】 精神障がい者の地域共同生活援助利用者数	0人	
【指標】 精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人	

成果指標3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、2023年（令和5年）12月末現在設置には至っていないため、引き続き、宗谷圏域の協議会と設置に向けて調整を図ります。

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	各市町村において地域生活支援拠点等（複数市町村による共同整備も可能）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
【指標】 コーディネーター配置	1人	
【指標】 運用状況の検証・検討	年1回以上	

成果指標4 強度行動障がい者への支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内に圏域での整備を目指します。

項目	整備時期	国の基本指針による考え方
【指標】 強度行動障がい者への支援体制整備	2026年度 (令和8年度)	2026年度（令和8年度）未までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること
【指標】 強度行動障がい者の状況や支援ニーズの把握	2026年度 (令和8年度)	

成果指標5 福祉施設からの一般就労移行

福祉施設からの一般就労への移行にあたっては、実態として、対象となる人が見込めないため0人として設定しています。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
2021年度（令和3年度）の一般就労移行者数	0人	2021年度（令和3年度）に一般就労した者の数
【指標】 2026年度（令和8年度）末の一般就労移行者数	0人	2026年度（令和8年度）未までに令和3年度実績の1.28倍以上

② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
2021年度（令和3年度）末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	2021年度（令和3年度）末において就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の数
【指標】 2026年度（令和8年度）末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	2026年度（令和8年度）末までに令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上

③ 就労継続支援事業による一般就労への移行

項目	数値		国の基本指針による考え方
2021年度（令和3年度）末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型	0人	就労継続支援事業の事業目的等を鑑み、就労継続支援A型事業については、2021年度（令和3年度）の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、2021年度（令和3年度）の一般就労への移行実績の1.28倍以上
	B型	0人	
【指標】 2026年度（令和8年度）末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型	0人	
	B型	0人	

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	数値	国の基本指針による考え方
2021年度（令和3年度）末の就労定着支援事業利用者数	0人	2021年度（令和3年度）実績の1.41倍以上
【指標】 2026年度（令和8年度）末の就労定着支援事業利用者数	0人	
【指標】 2026年度（令和8年度）末の一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合	0%	2026年度（令和8年度）末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
【指標】 2026年度（令和8年度）末の就労定着率7割以上の事業所数の割合	0%	2026年度（令和8年度）末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること

成果指標6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を目指し、相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを推進するため、協議会の体制確保に努めます。

① 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	実施	2026年度（令和8年度）末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること
【指標】 専門的な指導・助言件数	1件	
【指標】 人材育成の支援件数	1件	
【指標】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 協議会の体制確保	2026年度 （令和8年度）	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること
【指標】 個別事例の検討件数	1件	
【指標】 参加事業所・機関数	2事業所	
【指標】 専門部会の設置数	1部会	
【指標】 専門部会の実施回数	1回	

成果指標7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用や関係自治体、事業所等と協議や情報共有する場を確保し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	数値	国の基本指針による考え方
【指標】 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	1人	2026年度（令和8年度）末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する
【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	
【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	年1回	

第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

1 サービス提供体制整備の基本的な考え方

幌延町では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、アンケート調査の結果などからみえてくる新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

なお、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

図表 障がい福祉サービスの分類

介護給付	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	(1) 生活介護
		(2) 療養介護
		(3) 短期入所（ショートステイ）
施設系サービス	(1) 施設入所支援	
訓練等給付費	居住支援系サービス	(1) 共同生活援助（グループホーム）
		(2) 自立生活援助
	訓練系・就労系サービス	(1) 自立訓練（機能訓練）
		(2) 自立訓練（生活訓練）
		(3) 自立訓練（宿泊型）
		(4) 就労移行支援
		(5) 就労継続支援（A型）
		(6) 就労継続支援（B型）
		(7) 就労定着支援
	相談支援	(1) 計画相談支援
(2) 地域移行支援		
(3) 地域定着支援		
その他	補装具費の給付・貸与	
	自立支援医療費の給付	

2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

身体、知的、精神の障がいのある人や障がいのある児童のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出のときの移動中の介護などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人や障がいのある児童に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に対する居宅介護や、その他のサービスを包括的に行います。

《訪問系サービスの利用見込みと確保策》

○第7期より、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスごとに見込み量を設定します。

○幌延町では、居宅介護の利用が主となっています。

○本サービスは地域生活を継続するうえで重要であることから、利用者からは質の高い持続的なサービスが求められている状況です。サービス事業者に対し、専門的人材の確保やサービスの向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進等を働きかけ、ニーズに対する事業量の確保に努めます。

		単位	第6期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問系 サービス (居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援)	実績	実人/月	2	2	2
	計画値		2	2	2
	実績	時間/月	51	50	52
	計画値		54	54	54

※各年度月平均、2023年度（令和5年度）は見込み（以下、同様）

		単位	第7期		
			2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
居宅介護	計画値	実人/月	2	2	2
	計画値	時間/月	54	55	57
重度訪問介護	計画値	実人/月	0	0	0
	計画値	時間/月	0	0	0
同行援護	計画値	実人/月	0	0	0
	計画値	時間/月	0	0	0
行動援護	計画値	実人/月	0	0	0
	計画値	時間/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	計画値	実人/月	0	0	0
	計画値	時間/月	0	0	0

(2) 日中活動系

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、障害者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。

《生活介護の利用見込み》

○第6期計画期間の利用は3人となっていますが、第5期期間から継続してみると、減少傾向となっています。

○在宅生活者の利用など、これまでの利用状況等から利用者はおおむね横ばいで1人あたり15日程度の利用を見込みます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
生活介護	実績	実人/月	3	3	3			
	計画値		4	4	4	3	2	2
	実績	人日分/月	49	48	49			
	計画値		67	67	67	48	31	30
生活介護のうち 重度障がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0

② 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

《療養介護の利用見込み》

○現状利用対象者1名であり、今後新規が見込まれないことから1名継続として見込みます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
療養介護	実績	実人/月	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	人日分/月	30	30	30			
	計画値		30	30	30	30	30	30

③ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

《短期入所（ショートステイ）の利用見込み》

○地域で家族と同居している人が本サービスを受給しており、福祉型で1人の利用があります。

○短期入所（ショートステイ）は、介助者の健康状態などによる緊急時のサービスや、介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能（介助者の負担軽減）となるサービスとして、今後も同程度の利用を見込みます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
短期入所 (福祉型)	実績	実人/月	0	1	1			
	計画値		2	2	2	1	1	1
	実績	人日分/月	0	2	2			
	計画値		6	6	6	2	2	2
短期入所（福祉型）のうち 重度障がい者の 人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0
短期入所 (医療型)	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

《日中活動系サービスの確保策》

適切な利用ニーズの把握に努め、圏域内の事業所や市町村と連携し、利用希望があった際に柔軟に対応できるようサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 施設系サービス

① 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障がいのある人を対象に、入所施設において夜間における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

《施設入所支援の利用見込みと確保策》

- 第6期計画期間中は2人の利用があり、今後も同程度の利用を見込みます。
- 引き続き、近隣市町村とも連携して、計画的なサービスの提供とともに職員の質の向上と事業所の確保に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
施設入所支援	実績	実人/月	2	2	2			
	計画値		3	3	3	2	2	2

(4) 居住支援系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間や休日に相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《共同生活援助（グループホーム）の利用見込み》

○第6期計画期間では7人の利用があり、本計画期間においても同程度を見込みます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
共同生活援助 (グループホーム)	実績	実人/月	7	7	7			
	計画値		8	8	8	7	7	6
共同生活援助 のうち精神障 がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0
共同生活援助 のうち重度障 がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0

② 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしを希望する方に対して、定期的な訪問等を行い、助言や生活状況の確認をし、必要に応じて医療機関等との連絡調整を行います。

《自立生活援助の利用見込み》

○これまで利用実績はなく、幌延町の現状等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
自立生活援助	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
自立生活援助 のうち精神障 がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0

《居住支援系サービスの確保策》

適切なニーズの把握に努め、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携を図りながら提供体制の整備に努めます。

また、利用を見込んでいないサービスもありますが、利用希望があった際には柔軟に対応するよう努めます。

(5) 訓練系・就労系サービス

① 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練では、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

《自立訓練（機能訓練）の利用見込み》

○これまで利用実績はなく、幌延町の現状等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
自立訓練 (機能訓練)	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

② 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営むうえでの必要な訓練を行います。

《自立訓練（生活訓練）の利用見込み》

○これまで利用実績はなく、幌延町の現状等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
自立訓練 (生活訓練)	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
生活訓練のうち精神障がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0

③ 自立訓練（宿泊型）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

宿泊型では、生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人を対象に、夜間や休日、地域生活を営むうえでの必要な訓練を行います。

《自立訓練（宿泊型）の利用見込みと確保策》

○これまで利用実績はなく、幌延町の現状等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
自立訓練 (宿泊型)	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

④ 就労移行支援

就労を希望する障がい者本人が、就労系障害福祉サービスの利用や一般就労を目指す際に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。2025年（令和7年）10月から開始されます。

《就労移行支援の利用見込み》

○計画期間においての利用は見込みませんが、就労を希望する方が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

		単位	第7期		
			2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
就労選択支援	計画値	実人/月		0	0

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

《就労移行支援の利用見込み》

○以前は高等養護学校3年生等が卒業後の進路・就職のため本サービスを利用していましたが、第6期計画期間での利用はありませんでした。

○幌延町の現状等を踏まえ、本計画期間の見込みを0人としています。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
就労移行支援	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	1	1	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	4	4	0	0	0

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型では、利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

《就労継続支援（A型）の利用見込み》

○ここ数年、新規利用者がいないことから現状維持として見込みましたが、就労B利用者等の意向も確認しながら対応に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
就労継続支援 <A型>	実績	実人/月	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	人日分/月	21	21	21			
	計画値		22	22	22	21	22	22

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

B型では、一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を確保し、雇用への移行に向けた支援を行います。

《就労継続支援（B型）の利用見込み》

○第6期計画期間の利用者は増加傾向となっており、これまでの利用状況や国の方針等を踏まえ利用者の増加を見込みます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
就労継続支援 <B型>	実績	実人/月	10	11	12			
	計画値		10	10	10	13	14	15
	実績	人日分/月	183	206	223			
	計画値		207	218	218	238	253	267

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般就労された方の就労に関する問題を解決するため、必要に応じ企業や関係機関と連絡調整を行います。

《就労定着支援の利用見込み》

○これまで利用実績はなく、幌延町の現状等を踏まえ、本計画期間の利用者は見込んでいません。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
就労定着支援	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

《訓練系・就労系サービスの確保策》

サービスの実施にあたっては、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携して、利用者の希望に沿った就労機会の確保に努めます。

また、利用を見込んでいないサービスもありますが、利用希望があった際には関係機関と連携し柔軟な対応に努めます。

(6) 相談支援

障がいのある人などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障がいのある人の自立した生活を支え、抱えている問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするためのサービス利用計画作成を行います。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う地域移行支援と地域移行された方が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う地域定着支援を実施するものです。

《相談支援サービスの利用見込みと確保策》

- 計画相談支援については、今後の障がい福祉サービス需要の高まりに伴い、増加を見込んでいます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、現状対象と見込まれる人がいないことから、見込みは0人としています。
- 計画的な支援を必要とする人に対し、サービス利用の斡旋、調整等の支援が提供されるよう調整を図ります。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
計画相談支援	実績	実人/月	3	3	4			
	計画値		4	4	4	5	6	7
地域移行支援	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
地域移行支援のうち精神障がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0
地域定着支援	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
地域定着支援のうち精神障がい者の人数	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値					0	0	0

(7) その他サービス

その他サービスには補装具費の支給と自立支援医療費の支給、療養介護医療費の支給の3つのサービスがあります。

補装具費の支給は、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものの購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

自立支援医療費の支給は、育成医療（障がいのある児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障がいのある人が更生するために必要な医療）、精神障害者通院医療費（精神障がいのある人が受ける医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療であり、引き続き制度の周知、利用促進に努めます。

療養介護医療費の支給は、医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がいのある人が医療施設からサービス療養介護を受けた際に、それに要した医療費の支給を行います。

《その他サービスの利用見込みと確保策》

補装具費の給付と自立支援医療費の給付、療養介護医療費の給付は、それぞれ利用者からの申請を受けて給付・助成を行っており、今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付・助成を実施します。（自立支援医療費のうち、精神通院医療の給付は北海道が実施）

第4章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1 地域生活支援事業の種類

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスのほかに、地域生活支援事業を定めています。この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に分類されます。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策 Ⅰ サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です。

■地域生活支援事業の種類

必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

《理解促進研修・啓発事業の取り組み》

幌延町障害者自立支援協議会に当事者を委員として加え、意見を反映しています。共生社会の実現のため、国や北海道から配布される、チラシ・ポスター・パンフレット等を活用し普及・啓発に努めるとともに、希望者にヘルプマークの配布や障がい福祉イベントの広報を行い、理解促進を図ります。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
理解促進研修・啓発 事業	実績	設置の 有無	有	有	有			
	計画値		有	有	有	有	有	有

※2023年度（令和5年度）は見込み（以下、同様）

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

《自発的活動支援事業の取り組み》

幌延町自発的活動支援事業補助金交付要綱を定めましたが、利用実績はありませんでした。本事業について、広報等による周知のほか、関係機関等と連携して障がいのある人などの意向把握に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
自発的活動支援事業	実績	設置の 有無	有	有	有			
	計画値		有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

また、住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

《相談支援事業の取り組み》

社会福祉法人幌延福祉会が運営している障害者相談支援事業所「ひだまり」に相談支援事業を委託し、地域において気軽に相談ができるよう体制整備に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障害者相談支援事業	実績	か所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
(基幹相談支援センター設置)	実績	設置の有無	無	無	無			
	計画値		無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績	実施の有無	無	無	無			
	計画値		無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実績	実施の有無	無	無	無			
	計画値		無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

《成年後見制度利用支援事業の取り組み》

第6期計画期間において、利用実績はありませんでしたが、幌延町成年後見支援センター等の関係機関と協力し、利用者の把握及び効果的な事業の実施に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
成年後見制度利用 支援事業	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		1	1	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

《成年後見制度法人後見支援事業の取り組み》

成年後見支援センター、近隣市町村と連携を取りながら事業の推進に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
成年後見制度法人後 見支援事業	実績	実施の 有無	無	無	無			
	計画値		無	無	無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

《意思疎通支援事業の取り組み》

手話通訳広域派遣体制により、利用者のニーズに対応できる支援体制の整備を図っています。引き続き、様々なニーズに対応できる支援体制の整備を図ります。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話通訳者派遣事業	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	年間延 べ件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	年間延 べ件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与をします。

《日常生活用具給付等事業の取り組み》

手帳交付時や障がい者相談員を通じて情報提供を実施しており、医療機関、サービス事業者から問い合わせがあった際、判断に迷うケースについては心身障害者総合相談所と連携しながら迅速な対応に努めています。

今後も日常生活用具給付等事業の周知を図り、障がいのある方一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付を行います。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護訓練支援用品	実績	年間延べ件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	実績	年間延べ件数	0	0	0			
	計画値		1	1	1	0	0	0
在宅療養等支援用具	実績	年間延べ件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	実績	年間延べ件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	実績	実利用人数	8	8	7			
	計画値		10	10	10	6	5	5
住宅改修費	実績	年間延べ件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

《手話奉仕員養成研修事業の取り組み》

関係機関、近隣市町村と連携を取りながら事業の推進に努めます。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話奉仕員養成研修事業	実績	実人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

《移動支援事業の取り組み》

幌延町社会福祉協議会に委託し実施しています。現在2名の利用があり、外出支援につなげています。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
移動支援事業	実績	か所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	年間延べ時間	83	98	124			
	計画値		72	72	72	154	192	238
	実績	実利用人数	2	2	2			
	計画値		2	2	2	2	2	2

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。

[基礎的事業] 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を行う。

[I 型] 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

[II 型] 機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

[III 型] 運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。
（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定）

《地域活動支援センター事業の取り組み》

地域活動支援センター事業について、町内で地域生活する知的・精神障がい者の大半が、就労又は障がい福祉施設を利用しているため、利用者確保は困難と判断し、実施は見込みませんが、事業のニーズについて関係機関等と協力して利用者の意向把握に努め、事業の実施について検討します。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
基礎的事業	実績	か所	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
I型	実績	か所	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
II型	実績	か所	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
III型	実績	か所	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	実利用 人数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

3 任意事業

(1) 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

《日中一時支援事業の取り組み》

適切なニーズ把握に努め、障がい者等の家族の一時的な負担軽減を図るため、町内サービス事業者・関係者等と提供のあり方について検討します。

		単位	第6期			第7期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
日中一時支援事業	実績	実施 か所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	実利用 人数	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1

第4部

第3期障がい児福祉計画

第4部 第3期障がい児福祉計画

第1章 第2期障がい児福祉計画の振り返り

1 第2期障がい児福祉計画の成果指標の進捗状況

成果指標 障がい児支援の提供体制の充実

国の指針に基づき設定した第2期障がい児福祉計画の成果目標に対する進捗状況は以下のとおりです。

① 児童発達支援センターの設置

図表 児童発達支援センターの設置

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	幌延・天塩・遠別3町で共同設置

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援センターの数（か所）	1	1	1	1

※2023年度（令和5年度）の数値は見込み（以下、同様）

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	1か所	留萌北部地域子ども発達支援センター構成3町及び委託事業者により体制構築

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保育所等訪問支援の利用体制（か所）	1	1	1	1

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等
 デイサービス事業所の確保

図表 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	1か所	圏域内で1か所確保

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数（か所）	1	1	1	1

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	目標	実績（見込）	備考
【指標】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	有	有	圏域内で確保
【指標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
医療的ケア児支援に対する協議の場の設置（か所）	有	有	有	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの人数（人）	1	1	1	1

第2章 第3期計画の基本方針と成果指標

1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針

幌延町における、障がい児支援の提供体制確保の基本方針は次のとおりです。

- ① ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子とない子が、ともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児支援を通して共生社会を形成します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもが保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。
- ④ 障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。

2 2026年度（令和8年度）の成果指標

国の指針に準じて設定した成果指標は以下のとおりです。

成果指標 障がい児支援の提供体制の充実

① 児童発達支援センターの設置

幌延町・天塩町・遠別町3町共同で留萌北部地域子ども発達支援センターを設置・運営しています。引き続き、連携を図りながら運営を継続します。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 児童発達支援センターの設置	1か所	2026年度（令和8年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

② 障がい児インクルージョン推進体制

国の方針は、2026年度（令和8年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっており、留萌北部地域子ども発達支援センター構成3町で協議のうえ、体制構築に努めます。

項目	構築時期	国の指針による考え方
【指標】 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	2026年度 (令和8年度)	2026年度(令和8年度)末までに全市町村又は圏域において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の方針は、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっている中、本町では圏域において、1か所確保しています。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	2026年度(令和8年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

2026年度（令和8年度）末までに、協議の場の設置とコーディネーターの配置をすることとなっており、本町では、圏域において協議の場の設置とコーディネーターの配置を行っています。

項目	数値	国の指針による考え方
【指標】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置済	2026年度(令和8年度)末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要な子ども等に関するコーディネーターを配置すること
【指標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	

⑤ 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講促進、ペアレントメンターの養成、ピアサポート活動への参加促進に努めます。発達障がい等の早期発見・早期支援には保護者や家族を含めた支援が重要であることから、北海道と協力し取り組みを進めていきます。

項目	数 値		町の考え方
【指 標】 ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 受講者数	受講者数 (保護者)	1人	国の基本指針では、発達障がい者等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及びプログラムの実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数など活動指標として設定して取り組むことが適当であると示されており、本町においても、活動指標として設定する
	実施者数 (支援者)	1人	
【指 標】 ペアレントメンターの人数	1人		
【指 標】 ピアサポートの活動への 参加人数	1人		

第3章 障がい児福祉サービス等の見込量と確保方策

1 障がい児福祉サービスの事業分類

児童福祉法に基づき、市町村で実施する障害児支援事業は下表のとおりです。

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3部第7期障がい福祉計画 第3章障がい福祉サービスの見込量と確保方策 1サービス提供体制整備の基本的な考え方」と同様です

■障がい児福祉サービスの事業分類

障害児通所支援等	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
障害児相談支援	障害児相談支援

2 障害児通所支援等

児童発達支援は、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援と治療を行うものです。

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

保育所等訪問支援は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

《障害児通所支援等の利用見込みと確保策》

- これまでの利用状況も踏まえ、児童発達支援は2022年度（令和4年度）と同程度、放課後等デイサービスは1人あたり2日程度の利用を見込みます。
- 幌延町・天塩町・遠別町3町共同で設置している留萌北部地域子ども発達支援センター及び町内にある相談支援事業所が、継続してサービス提供を行えるよう体制整備を図ります。
- また、保健師・広報等を通じ制度周知を図り、サービス内容等に関する理解を深めるとともに、円滑なサービスの利用につながるよう支援に努めます。

		単位	第2期			第3期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
児童発達支援	実績	実人/月	3	1	1			
	計画値		5	6	6	1	1	1
	実績	人日分/月	5	1	2			
	計画値		11	16	16	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
医療型 児童発達支援	実績	実人/月	0	0	0	/		
	計画値		0	0	0			
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0			

		単位	第2期			第3期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
放課後等 デイサービス	実績	実人/月	4	5	5			
	計画値		9	10	10	5	4	4
	実績	人日分/月	7	9	10			
	計画値		24	30	30	10	8	7
保育所等 訪問支援	実績	実人/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	人日分/月	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

※各年度月平均、2023年度（令和5年度）は見込み

3 障害児相談支援

障害児通所施設の利用にかかる内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

《障害児相談支援の利用見込みと確保策》

- これまでの利用状況も踏まえ、10～11人の利用を見込みます。
- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量に対応した提供体制の確保に努めます。

		単位	第2期			第3期		
			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障害児相談 支援	実績	実人/月	15	9	10			
	計画値		17	18	19	10	11	11

第5部 計画の推進

第5部 計画の推進

第1章 計画の推進のための方策

本計画の推進にあたり、国が示す基本指針、直近の障がい福祉施策の動向、幌延町の状況等を踏まえ、以下の点に留意しながら本計画の推進に努めます。

1 福祉施策の推進

(1) 地域共生社会の実現

障がいの有無にかかわらず、地域の人々が互いの個性を尊重しながら、住み慣れた地域で安全・安心に住み続けることができる社会の実現に向けて、地域に住む一人ひとりが主体的に地域づくりに取り組むとともに、地域で包括的な支援体制の構築に努めます。

また、障がいのある人自身の決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスの受給や障がいのある人の自立と社会参加の実現に努めます。

(2) サービス提供における人材の確保・質の向上

障がい福祉サービス等を担う人材の確保に向けて、他業種など人材の新規参入の促進を図るとともに、サービスの質の向上のため、研修の実施や多職種間の連携強化等、北海道や近隣市町村、事業所等と連携して取り組むことが重要となります。

また、利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図るとともに、正確・公平な認定と障害者のニーズに応じたサービスの支給決定に努めます。

(3) 情報の円滑な取得に向けた支援

すべての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、デジタル技術を活用した情報発信の導入や社会環境の変化に応じて適切な情報提供の手段を検討するなど、効果的な情報機器の活用を図るとともに、情報を受け取りやすくするため、機器の利用等に配慮し、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を図ります。

(4) 障がい児等が円滑に教育・保育等を利用できる環境整備

障がいのある児童の地域社会への参加やインクルーシブ教育を計画的に推進するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の利用ニーズの把握に努め、教育委員会や学校等と連携のうえ、十分な保育、教育等の支援を受けることができるよう施策の推進に努めます。

(5) 災害時・感染症対策にかかる体制整備

近年各地で大規模な災害や感染症の流行が起こっており、地域や施設等で生活する中でのリスクの高まりに備える必要があります。

幌延町では、要援護者を的確に把握するとともに、幌延町社会福祉協議会や福祉サービス提供者、近隣住民等の連携による安全確保に関する相互協力体制の構築、防災設備等の整備、福祉避難所の確保等に努めます。

第2章 計画の推進体制

1 サービス提供体制

(1) 幌延町障害者自立支援協議会との連携

「幌延町障害者自立支援協議会」において、支援体制に関する事など地域課題や個別の支援ケースについて共有し、課題解決のための方策等についての協議を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築、障がい福祉に関する施策や計画の推進に努めます。

(2) サービス提供事業者との連携

サービスの提供にあたっては、障がいのある人やその家族の個別の状況を踏まえ、福祉サービスの質の向上と安定した提供に向け、必要なニーズの把握に努めるとともに、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携して必要なサービス量に対応した供給体制の確保に努めます。

(3) 北海道、関係機関等との連携

障がい福祉サービスの提供、福祉に関する総合的な相談支援や地域移行支援等にあたり、北海道や近隣市町村、社会福祉法人や保健・医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することにより計画の着実な推進に努めます。

2 進捗管理

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「検証（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを循環させながら、施策や取り組みの実績把握を行い、分析・評価を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

資料編

1 策定経過

本計画における策定経過は以下のとおりです。

日程	項目	主な内容
2023年（令和5年） 7・8月	障がい福祉に関する調査及び福祉に関する調査の実施	
2024年（令和6年） 2月20日	第1回幌延町障害者自立支援協議会	・障がい者総合支援計画（第2次幌延町障がい者基本計画・第7期幌延町障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画）（素案）について
2024年（令和6年） 3月	パブリックコメント（意見公募）の実施	

2 幌延町障害者自立支援協議会 委員名簿

任期：2021年（令和3年）4月1日～2024年（令和6年）3月31日
（敬称略）

No.	区分	所属	氏名	備考
1	社会福祉団体の代表者	幌延町身体障がい者福祉協会 副会長	只木 榮治	
2		幌延町社会福祉協議会 事務局長	長山 慎吾	
3	障害福祉サービス事業関係者	幌延町立北星園 施設長	小西 均	
4	保健・医療関係者	幌延町保健福祉課保健推進係 保健師	長山 美保	
5	学識経験を有する者等		村林 幸男	

3 幌延町障害者自立支援協議会 設置要綱

平成18年11月15日訓令第32号

改正 平成25年4月1日訓令第11号

平成28年3月25日訓令第21号

幌延町障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に基づく相談支援事業を中立的かつ公平に実施すると共に地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たすため幌延町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の作成、変更に関する意見具申並びに推進に関する協議
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、社会福祉団体の代表者、障害福祉サービス事業関係者、保健・福祉関係者及び学識経験を有する者等の中から町長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱のあった日から平成21年3月31日までとする。

附 則（平成25年4月1日訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日訓令第21号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

4 用語説明

用語	説明	掲載ページ
あ行		
アセスメント	福祉の分野では、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指す。	73
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする児童。	90、92
か行		
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。	63、80
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。	3、16、26、36、39、47、80、81
さ行		
最善の利益	「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもに関わりのあることを行うとき、子どもにとって何が最もよいことかを考え、子どもの利益が最優先されなければならないという考え方。	91
肢体不自由	身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。	10、66
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体。様々な問題を地域社会の力で解決しようとする住民福祉を推進し、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指している。	40、46、84、100
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加支援などのため、基本的理念、国・地方公共団体などの責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律。	4
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障がい保健福祉施策を講ずる法律。	4、40、65、78

用語	説明	掲載ページ
児童福祉法	児童福祉を保障するため、児童が持つべき権利の保障や支援が定められた法律。平成28年5月改正で、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられた。	4、40、94
情報アクセシビリティ	アクセシビリティ(accessibility)は、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどと訳され、パソコンやスマートフォンといった情報通信機器が広く活用される現代において、障がいのある人や高齢者を含め、すべての人が円滑に機器やサービスを活用しながら情報の取得利用や意思疎通の向上が求められている。	3、39、41
自立支援医療	障がいにかかる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。	13、65、77
身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。	8、9、10、16、17
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事が交付する手帳。	8、12、16、17、20
成年後見制度	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。	27、39、40、47、78、81
た行		
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	99
地域自立支援協議会	障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討など。	5、44、47、48、54、79、101

用語	説明	掲載ページ
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。	54、60
特別支援学級	小学校、中学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級。	14
特別支援学校	障がいを持つ児童生徒などに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校。	14
は行		
ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動。	93
ペアレントトレーニング	保護者（養育者）の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチのひとつ。	93
ペアレントプログラム	子育てに困難を感じる保護者や、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。	93
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修に経て活動をしており、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。	93
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。	45、65、77
ま行		
民生委員（児童委員）	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。	46、47
ら行		
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。	38、91

用 語	説 明	掲載ページ
療育手帳	一定以上の知的障がいがある人に対し、申請に基づいて障がいの程度を判定し、都道府県の療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。	8、11、16、17、20
レスパイト	介護を担っている家族等の介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュや休息をとる「介護者のため」のケアを指す。	69

幌延町障がい者総合支援計画

令和6年3月

発行／幌延町 保健福祉課

〒098-3207

北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1

TEL 01632-5-1111 (代)

FAX 01632-5-2971